



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中学校社会科教科書における日本国憲法の「平和的生存権」概念の分析
Author(s)	前田, 輪音
Citation	北海道大學教育學部紀要, 77, 115-153
Issue Date	1998-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29579
Type	departmental bulletin paper
File Information	77_P115-153.pdf



中学校社会科教科書における日本国憲法の 「平和的生存権」概念の分析

前 田 輪 音

An Analysis of the Concept of the Right to Live in Peace in the Constitution of Japan as Described in Junior High School Social Studies Textbooks

Rinne MAEDA

第1章 課題と方法

1-1 課 題

本論文の課題は、戦後の中学校社会科教科書—「一般社会科」（「政治・経済・社会的内容を主とするもの」）、「中学社会科」（「政治・経済・社会的分野」及び「公民的分野」）—における日本国憲法の記述にみられる「平和的生存権」概念の分析にある。

平和的生存権の理論は、1962年に星野安三郎氏の「平和的生存権序論」¹で「平和主義」の人権性が提唱されて以来、恵庭・長沼裁判闘争（長沼ナイキ基地訴訟一審判決を含め）などを経ながら学説において継承・発展してきた。日本国憲法の前文に理念的には明記されているが、「国政を指導する理念」ととどまらずに「法的権利」つまり実定法的な権利として提唱されはじめたところにその意義がある。また国内のみならず国際的人権としても発展をみている。

1-1-1 憲法教育のありかた

私は、憲法教育における平和的生存権の教育内容構成をめざしている。この際、必要なことは少なくとも2点ある。第1は「憲法学の成果をふまえる」ということである。これは、次の理由による。すなわち、数学という教科は数学を教える教科であるという命題（遠山啓、須田勝彦）を援用するなら、社会科学教育は社会科学を教える教科であるということが出来る。であるならば、社会科学教育の一分野である憲法教育は、社会科学の一分野である憲法学を教える教科ということになるからである。しかし、単に憲法学の成果を噛み砕いて教育内容とすればいいというものではない。第2は、教科教育として必然的に求められる「子どもの認識に即したもの」にするということである。子どもの認識の順序性と、憲法学のなんらかの要素が複雑にからみあった認識形成の法則²を、教育内容構成に反映しなければならない。本論文はこのような問題意識から教科書の内容を分析していく。

1-1-2 教科書の教育内容構成

では、教科書の内容および構成の原理は何であろうか。教科書は学習指導要領にその内容を規定されるが、1951年に発行された学習指導要領社会科編「社会科とその目標」では、社会科学と社会科の関係について次のように述べている。「社会科学の発達をその背景としてもたなかったならば、社会科は成立することができない」³。これを援用すれば、憲法教育にはその背景として

少なくとも憲法学があるはずである。であるならば、憲法学の成果の一つとしての平和的生存権理論も、反映されてきている可能性がある。これが第1点である。

第2点は、学習指導要領や指導書に平和的生存権・「平和のうちに生存する権利」という言葉自体は表れていないにもかかわらず、ひとつの人権としての意味内容を保有して教科書に存在してきた、ということの理由を考えると明らかになる。それは平和主義を主に記述している箇所にとどまらず憲法教育の広範囲にわたって存在し、さらにいえば平和的生存権理論が提唱されはじめた1962年より以前からなのである。この理由を考えてみるならば、憲法学において実定法的権利であるか否かという議論を待たずとも、初等・中等教育にとって「平和主義」の意義つまり現実生活上の効力とも言うべきものとして・侵害されてきた権利であり保障されねばならぬものとして、きわめて重要だからである。特に、戦後まもなく（戦争の惨禍から復興の途上にあった時代）の世代にとっては過去の侵害を人権の観点から問い直す手段として・平和への希望を与えるものとして、現代の子ども（戦争未経験・戦争が自国で起こりうるものとして認識されにくい世代）にとっては人権としての平和の意味を考える手段として、それぞれに有効な概念なのである。

本研究は、深瀬忠一氏による平和的生存権の定義に依拠しながら教科書の記述を分析する。これは平和的生存権の教育内容構成にむけた作業の一環である。

1-2 方 法

教科書の分析の方法としてはいくつかあげられる⁴が、たとえば小山常美氏は「中学校社会科検定教科書にみられる公民思想の変遷」⁵と題し、「憲法解釈学史と社会科教科書内容史の形成をつづじて……『日本国憲法』が、特に、その成立過程、天皇、第九条…をめぐって、どのようなものとして教えられていったか」（「はしがき」）を明らかにする一環として、中学校の社会科教科書と憲法解釈学との関係を検討している。たとえば、第九条に関しては次のような分析がなされた。「戦争および自衛隊に関する記述であるが、単純に『戦争戦力放棄』を叙述していた一九六五（昭和四〇）年度までの時代、『戦争戦力放棄』をうたいながら、他の時期に比べれば比較的自衛隊肯定的な時代、一九七五年度以降の『戦争戦力放棄』—違憲合憲論紹介の時代へと動いていっている。学説より先行した理由は、既成事実としての自衛隊が存在する以上、文部省の検定によって自衛隊否定の立場がしりぞけられたこと、しかも第九条の戦争戦力放棄も自衛隊も支持する世論を配慮せざるを得ないこと、という二点が考えられよう。しかし、自衛隊肯定の公権解釈、中間的な社会科教科書、自衛隊否定の憲法学説という、三者のずれは注目すべきであろう。」⁶

教育内容としての観点から教科書の記述の有意義性などが示されているわけではないにせよ、このように憲法解釈と教科書記述をつきあわせる方法は本論文にとって有効な方法である。

1-2-1 平和的生存権の定義—憲法学の成果として

教科書の分析に際して平和的生存権の定義が求められるが、1962年の星野安三郎氏（前述）の提唱以来、「長沼訴訟や百里訴訟を中心にして、自衛隊や安保に対抗する人権として理論が発展させられてきた」⁷が、未だ諸説ある段階である。そのうち深瀬忠一氏のそれにもとめる。すなわち、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのような平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第九条および第一条、ま

た第三章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」⁸。また、その後の著作ではさらに発展がみられる。「憲法第十三条の日本国民個人の尊厳の根本規範に基づき、同条が一般的・包括的に保障している国民個人の基本的人権のうちで最も重要なものであり、前文の明示の確認および第九条の交戦権の否認、戦争放棄と軍備不保持の規定によって、また、十三条ほか第三章の基本的人権保障規定に国防軍事目的の留保を認めていないことによって、第十三条の規定する人権制約原理としての『公共の福祉』の内容から『軍事的公共性』を排除し、その『公共の福祉』は、平和的・非軍事的（戦争や軍事力によって侵害・制約されることのない）・建設的な『公共の福祉』である（それには自発的・積極的に協力する責務のある）ことにより保障され、多くの場合、第三章の個別的人権保障と複合して保障されている（司法審査制が担保）、平和に撤し、核宇宙時代の全世界の国民に開かれた自然権の本質をもつ基本的人権の総体である」と、平和的生存権を「解釈論的に構成」している⁹。

平和的生存権は「共通の根拠・本質・原理・構造をもつ統一的な憲法的基本的人権を構成」したもののだが「具体的な現れ方には多様な諸形態がある」として、次の例を示している¹⁰。

(イ) 「極限状況に対する保護・救済」として

(1) 「原水爆の被害」から (2) 「戦争・軍事的圧迫の集積」から

(ロ) 「日本国民が日常的に身近に保護されている具体的『平和的生存権』の諸形態」として

(3) 「自由権の態様（戦争・軍備・戦争準備からの自由としての権力的侵害抑制を排除する権利）」

(4) 「参政権の態様（戦争・軍拡に反対ないし抵抗し、また平和な世界をつくり出すため、国家行為に能動的に参加ないし影響を及ぼしてゆく権利）」

(5) 「社会権の態様（国や地方公共団体の公権力の積極的発動より、よりよい『平和的生存権』の確保・拡充措置をとらせる請求権的権利）」

これらが平和的生存権として現在において保障されるべきものという文脈で示されている。深瀬氏の理論は日本国憲法全体の理念を反映させた総括的なものであり、憲法教育の立場からみても日本国憲法全体を有機的に教育内容構成するための重要な意義をもったものと考えられる¹¹。よって、この定義を用いる。

1-2-2 憲法教育（人権教育）に必要な視点—平和的生存権の現れ方

深瀬氏の平和的生存権の定義はどのように教育内容として反映されるべきであろうか。播磨信義氏は、従来の憲法教育が「憲法条文中心主義」であることを批判し、「一つの社会現象」である憲法の条文の捉え方を「一定の歴史段階において生成し、その内容が現実の社会において実現されるまでの」一連のプロセスを次の五つの段階で示している¹²。

a) 人権が侵害されていた否定的事実の存在

b) 人権に関する理念

c) 人権が憲法に規定された段階

a') cの実現にも拘わらず生ずる否定的事実

d) 人権が実現した段階

播磨氏は「憲法条文中心主義的教育」において欠落するものを3つあげている。第1はc)の陰にはa)があり、なお今もa')が存在することである。「多くの学生が“こんな立派な憲法があるから安心だ”と憲法条文の存在を即実現されている、と誤解するのはこの点が欠ける結果である」。また、だから「それを生み出した者（国家権力、大企業等）についての認識も持ち得ず、「憲法が権力の暴走からの人権の擁護であるという憲法の最も基本的な本質が捉えられず、

逆に権利の主張を控えさせ庶民どうしの権利の衝突を戒める道德教育にそれは変質せしめられるのである」。第2はa) a') を教えないことは「人間が人間であるために許せないことは何なのか、という人権感覚、正義の感覚を育てること鍛えることが抜けおちる」。第3は、a) → b) → c) あるいは a') → d) という段階引き上げのために払われた多くの人々の「努力、連帯、団結の事実が教えられない」。これなしには、侵害されたときに「多くの人々の連帯と団結によってその侵害を回復できるという確信や展望を人にもたすことはできない」¹³。

これらは、憲法教育について重要な示唆を与えると考え、本分析の枠組みに反映させたい。が、プロセスとしての意味合いが強いので憲法の規定自体の位置づけが弱い¹⁴。憲法教育においては、条文の規定内容があってはじめて他の段階の存在意義がある。この点を考慮に入れる。

1-2-3 分析の枠組み

以上の播磨氏の枠組みをもとに、深瀬氏の平和的生存権の定義を具体的中身に反映させつつ(具体的な現れ方の「多様な諸形態」(1)–(5)のすべてにかかわるといえるが)、以下の分類枠を設定し、設定の理由やいくつかの事項について述べる。分析対象とする記述箇所は、平和主義について主に記述している箇所及びそれ以外に日本国憲法が主に扱われているうちの以下の4箇所(欄外の資料なども含めて)である¹⁵。

- ・制定に至るまでについて主に記述されている箇所(以降「憲法制定に至るまでの記述箇所」)
- ・日本国憲法の基本的な原則を端的に示した記述箇所(以降「基本的原則の記述箇所」)
- ・「平和主義」の解説について主に記述されている箇所(以降「平和主義の記述箇所」)
- ・「基本的人権の保障(尊重)」の解説を主に記述されている箇所(以降「基本的人権の記述箇所」)

- 〈A〉 規定される前における平和的生存権の侵害の事実
- 〈B〉 規定される前、又は規定とは相対的に独立な平和主義(平和的生存権)に関する理念
- 〈C〉 平和的生存権の規定
- 〈D〉 規定後における平和主義(平和的生存権)の実現にむけての働きかけ
- 〈E〉 規定後の侵害の事実や、その予測からもたらされる不安・怖れについて

〈A〉 規定される前における平和的生存権の侵害の事実

これは、播磨氏のa)を参考にしてしている。分析の対象とする記述の条件は、軍隊・軍事・戦争と直接かかわるものとする。

特に自由権の侵害、アジア諸国に対する植民地支配は分析の対象とする。戦争そのものに関しては生命への著しい侵害であるので「△×戦争」のみの記述も侵害の事実ととらえる。その他の分析対象としては「太平洋戦争(または第二次世界大戦)前」あるいは「太平洋戦争中」などの言葉が文脈上に表れているなど戦争との関わりがわかるものとする。なお平和主義の記述箇所では、戦争とのかかわりが明記されていなくても記述箇所の性質からいって侵害の事実といえる(たとえば第五福竜丸の写真)。戦争や被爆による死者数やこわれた建物数などの表は侵害の数量化ととらえる。

〈B〉 規定前、又は規定とは相対的に独立な平和主義(平和的生存権)に関する理念

これは播磨氏のb)を参考にしてしている。が、規定の前後の厳密さは問わない。平和主義と関わりの深い理念ならばこれに分類する。分析の対象は、日本国憲法の平和主義規定と相対的に独立な理念(日本国憲法制定における平和的生存権の理念はCに含める)とする。なお、過去の戦争への反省などに関する記述も対象とする。

〈C〉 平和的生存権の規定

播磨氏の分類枠のうちb), c) をひとつの枠組みにし、位置づけが弱い憲法の条文そのものについてすなわち平和的生存権の規定を、ひとつの分類枠とする。深瀬氏の平和的生存権の定義そのものの中核と対応づけられる。

さて、ここで憲法前文第2項の内容を確認する。

「日本国民は、恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した（前段）。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ（中段）。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する（後段）。」（下線及び（ ）内 前田）

前、中段は「平和主義の性格」、後段は「平和的生存権」を表している。この第2項後段を「平和的生存権の根拠」とするのが一般的である¹⁶。

教科書の記述は、平和主義の規定として憲法第9条とともに前文第2項のうちのどこかを引用していることが多い。そこでこの第2項後段の引用が見られる場合に「平和的生存権の規定」と判断する。また人権と平和主義の関係を示したものも分析の対象とする。憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」（前文第一項）や二項中段（前述）など制定に際しての理念も平和的生存権と関わりのある部分は規定内容と捉える。また、引用の形はとらなくても同様の内容を述べたり、「～の決意をあらわしている」「～の決心を示している」という表現で記述されているものも分析の対象と判断する¹⁷。

なお、第9条解釈と自衛隊の関係が分析視点のひとつとはなりえるが、本分析では多くの憲法学の学説にならい、自衛隊は平和的生存権を侵害する組織であり、第9条は武力による自衛権も放棄したものである、と判断し、9条解釈については検討の対象としない。

〈D〉 規定後における平和主義（平和的生存権）の実現にむけての働きかけ

播磨氏はd)「実現」の段階を設定したが、それよりは規定後におきた侵害の事実の存在（播磨氏のa'）に対し、平和的生存権（または「平和」）を獲得・実現するため、官民双方の動きがあることを見逃してはならない。これは、播磨氏の〈c〉規定した段階→d)実現した段階〉〈a'）現在の侵害の事実→d)実現した段階〉の過程に相当する。これを分類枠のひとつとする。

なお、「私たち日本国民は、いっそう全力をあげて、日本国憲法の平和主義の実現に向かって真剣な努力をかたむけていくことが必要である」のような「努力」や「責任」をもつことを促す記述なども、分析の対象とする。

〈E〉 規定後の侵害の事実や、その予測からもたらされる不安・怖れについて

これは、播磨氏のa'）を参照している。なお、単に戦争や軍事力あるいは軍事という言葉のみも分析の対象と考える（分類Aと同様の理由による）。「核兵器」や防衛費なども同様である。またこれらがもたらす「怖れ」「不安」なども対象とする。

なお、過去の侵害の事実が原因で、現在も何らかの人権侵害（平和的生存権侵害に限らず）を受けている場合（たとえば在日韓国・朝鮮・中国人への差別）も分析の対象とする。

1-3-4 分析対象とする教科書・分析の手順

東京書籍、中教出版、清水書院の教科書を対象にする。検定制度が発足し民間からの教科書の

使用開始が中学校の場合1952年であることを考慮し、対象とする検定年は軌道にのりはじめたであろう頃の1954年検定版から1996年検定版までとする¹⁸。学習指導要領および指導書も適宜用いる。なお、すべての出版社とすべての検定年についての記述の変遷は行わない。これらの対象教科書の記述のなかで、典型的なものや特徴のある記述を分析していく。分析の記述方法は、分類枠〈A～E〉（本論文1-3-3参照）のそれぞれについて対象となるものを順に分類・分析する。教科書の記述の引用の仕方は“■「(年)」検定版【(教科書の章節)】「(引用)」”とし、すべて検定年と出版社で示す。また、欄外の資料（写真、囲み記事、グラフ、など）は、“写真；”などと記述する。また、一部記述を省略するときは、“……”や“（*～内容）”などとする。そして、それぞれの分析を“〈分析〉”のあとに行う。〈分析〉において検定年を表す場合は〔年〕と表す。

ここでひとつことわっておく。教科書の記述は学習指導要領と各教科の指導書の制限をうけ、特に社会科はその教育内容の性質上、イデオロギー的なものとかかわりや政府の方針の変更などにもとない常に検定における議論がおこる。その一端は家永三郎氏の教科書裁判に表れている。学説や教育内容に有効と思われる内容を生かそうとする執筆者の意志と、それとは正反対の文部省とのせめぎあいや苦悩がある¹⁹。本論文では、検定の内容自体（条件指示や修正意見など）を考慮することはしないが、教科書の記述はこのような状況下で生まれていることを無視するわけではないことを断っておく。

第2章 分類結果と分析

本章では、分類した教科書の記述の分析を行う。なお、以降、「侵害」「理念」「規定」「実現」等の言葉は、特に断らないかぎり平和的生存権について叙述したものとす。

まず、学習指導要領について検討する。

2-1 学習指導要領の検討

過去7版発行されている学習指導要領のうち、平和的生存権の規定が明記されているものは見あたらない。が、その概念に関わりがあるものは存在する。憲法教育に関する大まかな変遷の特徴は、荒牧重人氏により1977年版の学習指導要領まで整理されている（1982年時点）。そのうち平和的生存権と特に関連があると判断する部分を中心に、その変遷の枠組みを学ぶことができる。あわせて荒牧氏の検討対象に必ずしも明確には位置づいていない平和的生存権にかかわる指導要領の分析を補足する。また1988年版については「第四期」で行う。

荒牧氏の論文は「改憲の動向と学習指導要領・検定・教科書」²⁰（以下、この論文の引用頁は本論文2-1に限り本文中に記載する）と題している。これは「学習指導要領と教科書検定を中核とした教育内容統制政策が政府・支配層の『憲法改正』政策をいかに反映しているか、また、それが教科書記述にどのようにあらわれているか、を歴史的に考察したもの」である。荒牧氏の整理した時期区分は次の三期（四期）である。

「第一期」；「新憲法の制定と憲法教育の前進期」（1950年代前半・1947・1951年版指導要領）とされている。1947年版は「憲法のとらえ方と憲法の基本原則を明確におさえていた点……とりわけ……戦前の反省と戦争放棄・平和のとらえ方が明確」（p. 129）であると指摘している。たとえば第九学年単元三「われわれの政治はどのように行われているだろうか」²¹では、過去の軍国主義の歴史を扱い、それらの侵害の事実〈A〉が、日本国憲法制定での様々な規定（「戦争放棄」

を含めて)に反映されたという構成になっているといえる。1951年版は「憲法や平和・民主主義のあつかいは体系的になった」「憲法の基本三原則（とくに戦争の放棄）をきちんとふまえて」(p. 129～133) いるとしている。加えて私は次のものに注目したい。

第3学年 主題「民主的生活の発展」第5単元「われわれは、どのようにして世界の平和を守るか」²²では「1. われわれは戦争によってどんなに苦しんできたか。(1)たとえば、第一次および第二次世界大戦は人類の文化をどんなに破壊し、多くの人々を不幸におとし入れたか。」と過去の侵害の事実〈A〉を述べ、「(3)将来、もし、また大きな戦争が起こったならば、人類にどんな不幸をもたらすことが予想されるであろうか」以下では、未来における侵害の予想〈E〉を示している。さらに「3. 世界平和のために、人類はどのような努力をしてきたか」では「(1)世界平和のために、どういう人々がどんな努力をしてきたか。そしてかれらは世界平和の重要性についてどんな考えをもっていたか。(2)戦争による不幸を少なくしたり、世界平和を確立するために、諸国家や国際的機関はどのような努力をしてきたか。(3)国際連合は平和のためどんな努力をしているか。(4)ユネスコはどんな有意義な運動を行っているか。(5)その他の国際的機関や諸国家は、現在世界の平和のために、どんな努力をしているか」とあり、規定にかかわる理念〈B〉や実現にむけた働きかけ〈D〉が表されている。また「4. わが国民は、世界平和に対してどのように努力しているか」以下では、平和にむけて主体的に行動することの促し〈D〉を示している。

「第二期」；「学習指導要領の改悪・教科書検定の強化と教科書の暗黒期」(1950年代後半～1970年代半ば 1955・1958・1969年版指導要領)とされている。1955年版は「憲法三原則はいうにおよばず、憲法のとりあつかいや戦争への反省が後退」している一方、「核戦争の脅威についてふれている」(p. 138) 点を指摘している。1958年版は1961検定版の教科書を例に「人権の記述が大幅に減り、義務の強調がふえた」「平和主義の説明も単に語句説明程度になり、戦力や交戦権の否認を全く説明しないもの」「現実の憲法状況と緊張関係をもった記述もなくな」(p. 141) ったと分析されている。1969年版は「戦前の政治、戦争、制憲過程、憲法の三原則などのとりあつかい」が「さらに後退(核戦争の脅威についてはかろうじて残っている)」(p. 144) したと述べている。例として教科書1971検定版をあげ、「天皇の地位が高まり、戦前の天皇制や戦争への記述が一層後退」し、「平和主義・戦争の放棄に関する記述の後退は著しい」(p. 146～147) と分析している。

「第三期」；「教科書のなかの憲法の“復活”と教科書統制強化の時期」(1970年代後半～1980年代後半 1977年版指導要領)とされている。1977年版は「第二期で完全に骨抜きにされた憲法の基本原則などに関する記述が不十分ながら是正され、本来の姿に近づく傾向を示す」「個人の尊厳の否定の上に登場した『人間の尊重』という概念で、憲法の三原則をひきはなそうとしている」「『核兵器の脅威』が消されそうになり、『我が国の安全』が強調された」(pp. 148～150) と指摘している。教科書の記述としては「日本国憲法の成立について、近代民主政治の歴史と戦前の天皇制政治をふまえた上で、明治憲法との比較のなかで明らかにしようとする教科書がふえた」〈A〉、「平和主義・第九条に関しても、自衛隊の成立や自衛隊の現状、第九条との関連、さらに安保条約などについて、かなり現実を意識した記述がふえた。核兵器の脅威については各社とも相当とりあげている」(p. 151)と分析している〈E〉。この時期は、過去の侵害の事実〈A〉ならびに現在の侵害の事実〈E〉が示されはじめた時期であるといえる。

「第四期」²³；(1990年代～) 1988年版学習指導要領²⁴ (および指導書²⁵) より(以下「指導要領」「指導書」)

「(3) 民主政治と国際社会 ア人間の尊重と日本国憲法」について指導要領では、日本国憲法の「基本的原則」に「平和主義」を位置づけ(指導要領 p. 32), さらに指導書では「日本国民は、第二次世界大戦その他過去の戦争に対する反省と第二次世界大戦に原爆の被害を受けたいたましい経験から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように望み、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国の安全と生存を保持しようと願い、国際紛争解決の手段としての戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないことを決意したことを理解させる。」(指導書 pp. 110~111)と、平和主義そのものについて過去の侵害の事実〈A〉, 理念〈Bに相当〉そして平和主義を規定したことが述べられている。なかでも平和的生存権の規定こそ示してはいないが「日本国民」の「原爆の被害」という侵害の事実を述べたことの意義は大きい。

そもそも、平和主義の記述箇所には、平和主義の規定そのものの性質からみてそこには〈A~D〉に相当する内容が含まれている。日本国憲法の平和主義を忠実にとらえようとすれば、記述には当然これらの性質が反映されてしかるべきである。

「(3) 民主政治と国際社会 ウ国際社会と平和」では、「国家間の相互の主権尊重と協力、各国の相互理解と協力が平和の維持と人類の福祉の増進にとって大切であることを理解させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。また、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛の問題について考えさせるとともに、核兵器の脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。」(指導要領 p. 33)としている。「核兵器の脅威」〈E〉(「防衛」という言葉も重要ではある), 「戦争を防止し世界平和を確立する」態度〈D〉の育成が述べられている。特に「国際社会における我が国の役割」については「内容(2)ウ(*「経済協力と国際協力」をさす)における我が国の『国際協力』及び『日本国憲法の平和主義』以下の事項との関連を図るとともに、『専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。』という日本国憲法の精神に即して、国際社会における平和の維持と人類の福祉に貢献する我が国の使命と役割について理解させる。その際、人種差別、民族問題などにも触れ、全世界の人々が平和のうちに生存できる世界を実現していくことが大切であることについて考えさせる」(指導書 p. 117 下線 前田)と述べられている。「我が国」の使命としての平和な世界の実現をめざすこと〈D〉を示しつつ、「平和のうちに生存する世界」を実現していくことの重要性を述べ、平和的生存権の規定に最も(過去7版の学習指導要領のなかで)近接した言葉が用いられている。しかしこれに「権利」という観点が入っているのかどうかはきわめて曖昧と言わざるを得ない。

2-2 規定される前における侵害の事実〈A〉の分析

2-2-1 憲法制定に至るまでの記述箇所において〈Aについて〉

過去の(特に明治憲法下の)状態(体制)を主に記述した箇所なので、過去の多くの侵害の事実がどのように日本国憲法の平和主義ひいては平和的生存権の規定を生み出したかを、分析することができる。清水書院を中心に検討し、東京書籍、中教出版の記述の特徴や変遷を一部示す。

清水書院

■1954検定版 【第三、日本の民主主義のあゆみ】

【一、日本の近代化 明治憲法の性格】

【(二) 臣民の権利】

「そしてより重要なことは、『本章(臣民の権利義務)ニ掲ケタル条規ハ戦争又ハ国家事変ノ場

合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ』という規定をわざわざ設けたことである。この意味は、以上の諸権利が天皇の大権により、完全に制限されることを予想している。」

【(四) 陸海軍の統帥権】

「軍隊の統帥権を政府から独立させようということは、早くから軍の内部においてくわだてられていた。憲法において、統帥権が天皇の大権に属することになると、議会はもとより政府さえも、これに対しては発言できなくなった。」

【二、議会政治の盛衰】

【政党の攻勢】

「このころの政府は、日清戦争を前にして、軍備の拡張に大わらわであったが、議会は巨額の軍事予算を制限して闘った。そこで政府はしきりに解散をおこない、また選挙にあたって、死傷者の出るほど干渉を強くした。しかし選挙は常に野党の勝利に終わった。」

【軍の台頭】

（＊一次大戦後の世界的不景気のなか、軍部は国家主義団体と結び、「国家の危機を大陸進出によって打開しようとはかった」「満州国をつくってしまった」一連のこと）「国内においても、軍と過激な国家主義者によって、一九二九年（昭和四年）労働農民党の代議士が殺され、同年一月浜口雄幸首相もまた東京駅頭で凶弾にたおれた。さらに一九三二年には、前大蔵大臣井上準之助や三井財閥の団琢磨が暗殺された。一九三二年（昭和七年）五月一日、青年将校たちは首相官邸を襲撃して、犬養首相を射殺した。この五・一五事件をさかいに政党内閣は終りをづけ、これにかわって軍部が政治的発言を増し、独裁的な政治がはじめられた。そしてついに、一九三六年（昭和十一年）二月二六日、青年将校らは公然と部隊を動員して、東京の中心部で反乱をおこすにいたり、数人の重臣を死傷させ、放送局・新聞社・警視庁などを占領した。この二・二六事件は、すぐさま鎮定され、指導にあたった者たちは処刑されたが、眼前につきつけられた武力の前には、すべての人々が沈黙せざるをえなかった。こうして軍は、政治を完全に支配してしまったのである。」

【自由の敗北】

「やがて日華事変のころからは、国家総動員法により、国内はほとんどきよくたんな国家主義にぬりつぶされてしまった。その結果、労働運動や農民運動は圧迫され、大政翼賛会のもとに、産業報国運動にかえられた。太平洋戦争となると、軍備の増強にさしあたって必要でない職場に働く人々は、軍需工場に徴用されるようになった。天皇や国家のためには、個人はいかなるぎせいも耐えしのばなければならないというのが、国家主義者たちの考えであった。軍の圧力が増した政府は、学問の自由に対しても、きよくたんな制限を加えるようになり、大学教授のなかには、自由主義的な学説を発表したために教職をやめさせられた人々があつた。たとえば、ある歴史学者が古事記や日本書紀は、本当の日本の歴史を伝えるものではないという、現在では常識になっている学説を発表したために、はげしく攻撃される時代であつた。学問の自由は、言論の自由と密接な関係をもっている。学説の発表が自由にできなくなるとともに、国内や世界の動きが自由に正しく伝えられなくなった。ラジオや新聞や映画は、軍や政府の厳重な検閲のもとに、束縛をうけるようになったので、国民にはまったく政治の行方がわからなくなった。太平洋に危機がみなぎったころは、国民にとっても重大な時期であつたが、軍の政治を批判することなどは、一身の危険を覚悟しなければ、できなかった。こうして、太平洋戦争は、国民に十分の理由がわからぬままにおこってしまった。そして食糧や衣料をはじめ、あらゆる物が戦争に向けられ、中学生

までが職場に勤労働員されることになった。戦況は一九四二年（昭和一七年）の夏ごろから悪くなってきたが、報道は、常に勝利のごとく発表されていたので、無条件降伏が発表された一瞬、国民のうけた衝激はきわめて大きかったわけである。

■1961検定版 【第一編 政治と私たちの生活 ポトマックの桜】

（*尾崎行雄の記念館についての記述）「このときくらい、かれは、民主主義と平和主義を根本的な考えとして、政治の民主化に努力した。……軍部が政治に対して干渉することには、強く反対し、とくに、第二次世界大戦中も、軍部の独裁的な政治を批判して、民主的な選挙にもとづく正しい立憲政治を主張し、国民に国家の将来について警告をつづけたのである。そして、戦後は、世界平和を実現するために老齢をおして活躍した。」

■1968検定版 【第1章 私たちの生活と民主政治 2 近代民主政治の発達 日本国憲法の成立】

「しだいに軍部が政治に大きく口をだすようになり、やがて軍部が政治のすべてにさしずをするようになっていった。そして、ついに1940年（昭和15）には政党は解散し、国民の自由な意見や政治運動はきびしくおさえられるようになり、1941年（昭和16）には、太平洋戦争への突入、そして、敗戦という道をたどったのである。」

■1992検定版 【第1章 人間の尊重と日本国憲法 1 民主政治の成立 日本国憲法の成立 日本の立憲政治】

（*明治憲法制定、天皇に絶大な権限があること、男子普通選挙の実施などのあとに）「そのいっぽうでは、同年に制定された治安維持法などによって、しだいに思想や言論がきびしく制限され、15年戦争中には軍部への絶対服従が強要されるようになった。数知れないアジアの民衆や日本国民を悲惨な死に追いやった満州事変に始まる侵略戦争は、こうした政治の結果であった。」（1996もほぼ同様）

〈分析〉

[1954] は、実に多くの侵害の事実を示している。軍部による政治への介入、それを阻止しようとする動き、軍による大陸「進出」、及び日本国内において代議士などの生命までもうばわれたこと（5.15や2.26事件など）など、克明に記述されている。自由権的侵害としては次のものがある。国家総動員法による思想・集会・結社への侵害、軍需工場への徴用すなわち職業選択の自由などへの侵害、「ある歴史学者」の発表が攻撃されるなどの学問の自由への侵害、ラジオ・新聞・映画の検閲など言論の自由への侵害、戦局の正しい情報が国民の耳にとどかないという「知る権利」への侵害、中学生の勤労働員という教育を受ける権利の侵害である。そして、これらの侵害の原因の大元は、明治憲法において「臣民の権利」が「戦争又ハ国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権」に制限されることにあり、それを軍により利用されたことを明示している²⁶。この記述は次年度以降姿を消す。

[1961] は変化が激しい。まず、自由権的侵害の諸事実はすべて消失し、軍による侵害の存在が簡単に記述されているのみである。しかし同時に、尾崎行雄が軍による侵害に抵抗したことが記述されており、平和的生存権の規定にむけた理念とも言うべき動きが、戦中に国内に存在していたことを知らせる貴重な記述ともいえる。[1965] にはまったくみられなくなるが、[1968] は、軍部による侵害がすすむなか、戦争に突入したことが端的に示されている。

[1971～1989] まで再び記述は無くなるが、[1992] には、治安維持法などによる思想・言論の自由への侵害が示されている。また、他国民（アジアの民衆）の生命（平和的生存権の根源）を侵害したことが示されている。

東京書籍

〈分析〉

[1954] は清水書院と同様に、軍による政治への介入や実に様々な自由権的な侵害の事例を用いて記述されている。[1961～1974] では記述がなくなり、[1977] で明治憲法における人権の制限や、満州事変が入り始め、軍部による民主主義への侵害が記述される。[1980] では、きびしい人権の制限法として「治安維持法」の名称が記述されるが（この名称がだされるのは初めて）、[1983] では無くなり、[1986～1992] では治安維持法が詳述される（[1980]の「基本的人権」の囲み記事が移動 2-2-2 東京書籍 [1980] 参照のこと）。[1996] では再び無くなる。

中教出版

■1954検定版 【第三章新しい憲法 一、新憲法ができるまで 人権の制限】

「一九三六年（昭和十一年）の二・二六事件の時に、ただちにペンをとって、これらの青年将校の行動を非難し、軍部の反省を求めたのは、東京大学の河合栄治郎教授（脚注）であった。当時の殺気だった空気のなかで、このような発言をすることが、どんなに勇気のいることであるかは、想像以上のことである。その結果、かれは軍部にきらわれ、かれの著書の内容が不穏当であるというので、起訴されて裁判を受けたほどであった。」

脚注：「河合栄治郎（一八九一～一九四四）経済学者。評論家。徹底した自由主義者で軍部の圧迫に屈しなかった。『ファシズム批判』『第一学生生活』により、時の政府から大学をやめさせられた」

〈分析〉

[1954] は他の2社と同様に、軍部による政治への介入や、多くの法律による言論、学問、集会の自由が侵害されたことが具体例を用いて記述されている。なかでも、学問などの言論の自由への侵害の事例として、河合栄治郎について記述しているのは中教出版のみであった。[1968] では無くなり、[1971～1977] は、天皇が統帥権をもちそれを軍部が利用して政治に介入しさまざまな自由権的な侵害がなされた事実が書かれている。が、[1980] では再び記述されなくなり、[1983～1989] で軍国主義による人権一般の侵害があったことが記述される。[1992] では再び記述されなくなる。

2-2-2 基本的人権の記述箇所において〈Aについて〉

つぎに基本的人権の記述箇所における規定前における侵害の事実について分析を行う。ここでは個々の人権と対応させながら過去の侵害の事実が記述されている。そのため、規定されるに至った過去の侵害の事実が個々のどの基本的人権（とくに自由権）に対応しているかを分析しやすいという利点がある。東京書籍を中心に分析し、清水書院、中教出版に入る。

東京書籍

■1968検定版 【3 日本国憲法 (2)基本的人権の保障 基本的人権の内容 1 自由権】

欄外の資料：「学問・言論の自由の制限」「1935年、当時の軍部や一部の議員は、憲法学者美濃部達吉の学説などを、国柄に反するとして圧迫し、政府は、その著書を発売禁止にした。上は、美濃部博士と、貴族院でのその弁明を報ずる当時の新聞。」

写真：当時の新聞記事（*記事の見出し：「片言語句を捉えて反逆者とは何事」）

■1980検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2 日本国憲法と基本的人権 自由権の内容】

囲み記事：「自由権のきよくたんな侵害—治安維持法の場合」「世の中についてのじぶんの考えを人々に伝えることが犯罪になるとしたらどうであろうか。戦前の日本には治安維持法という法

律があった。初めはこの法律は共産主義の政治活動を取り締まるのがねらいであるとされていた。ところが、昭和の初め、条文も改められ、共産主義となんらかかわりがなくともそうした運動のためになると思われるだけで、とらえられるようにさえた。そして警察官や検事から考えを改めるよう強制された。あくまで信念を守るものは獄につながれ、拷問を加えられ、そのため命を失う人もあった。考えが改まったと思われれば許された。つまり、人々の考える自由さえ法律でうばったのである。」

■1980検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 3 現代社会と基本的人権 社会的差別と人権】
「第二次世界大戦まえの植民地政策に関係する在日韓国人・朝鮮人差別、……などは、いまなお解決されるべき課題として残っている。」

■1996検定版 【1 人権思想の発展と日本国憲法 2 人権を守る社会をめざして】

【2 差別とたたかう…① 在日韓国・朝鮮人への差別撤廃をめざして】

「かつて、日本は朝鮮を侵略し、植民地にした。日本の支配のもと、土地調査によって土地をうばわれた農民の多くは、仕事を求めて日本に移住するようになった。さらに、第二次世界大戦中には、強制労働のために、多数の人々が日本に強制的に連行された。戦後、独立した祖国へもどった人もいるが、かなりの数の人たちが日本に定住せざるを得なかった。……しかし、就職など生活のうえでの差別はなくなっておらず、これらの差別をなくす運動が根気強く続けられている。また、選挙権や公務員になることなどでも制約されており、その解決が求められている。」

写真：「高校総合体育大会に参加した朝鮮高級学校の生徒」「朝鮮高級学校は日本の法律でいう高校ではないという理由から、長い間、大会への参加が認められなかった。(1994年)」

【4 自由に生きるために 自由権の内容】

写真：「厳しかった戦前の言論弾圧」(*書物の文章を復元 至る所が伏せ字「×××」になっている)

(改造社版『経済学全集』第三十二巻 昭和四年、一九二九)「政府にとって不都合な内容は伏せ字とされた」

<分析>

美濃部学説に対する弾圧については[1968～1974]までみられる。これは、軍部の介入が帝国議会の議員の発言にまでおよび、その結果著書が発行禁止になるというまさに自由権的侵害のうちの学問の自由・思想および良心の自由への侵害の典型的かつ重要な事例である。しかし[1977]は、平和的生存権の侵害として読みとれるキーワード(「軍部」や「戦前」)がなくなるので、分析対象ではなくなる。[1980]は美濃部学説の記述はなくなるが、「治安維持法」が思想の自由(共産主義)への弾圧のみならず、それとかわりのないものも逮捕されるようになり、拷問やそれによる死亡者の存在も示されている([1980, 1983])。[1992, 1996]には言論の自由への侵害として、検閲の実態が示されている。何が述べられているのか理解不能なほどの伏せ字は言論の自由への侵害の実態を視覚的によく伝える。この資料は東京書籍の特徴である。

[1996]は、在日韓国・朝鮮人に対する過去の侵害とそれによる現在の侵害の事実も記述されている。が、差別の解消のきざしをみせはじめたこと(差別が朝鮮高級学校の学生が高校総合体育大会に参加できるようになったこと)も同時に示されている。これほど詳しい記述ではないが[1980]([1983])に「第二次世界大戦まえの植民地政策に関係する在日韓国人・朝鮮人差別、……などは、いまなお解決されるべき課題として残っている」という記述がみられた。国内のみならずアジアの民(=植民地支配を受けた韓国・朝鮮人)への侵害の事実を明示したことは、平

和的生存権のアジアの人々への適用（享有主体とした）ともいえる。

清水書院

■1954（1956）検定版 【単元二政治とわたしたちの生活 第三、基本的人権 一、基本的人権の尊重 人権のための努力】

（＊中学三年生の作文が記載されている。これは昭和25年の人権強調週間に、法務府が全国の中学生から募集し入選したものである。安寿と厨子王の劇を演じたときのセリフを思い出しながら次のように記述されている。）『「かあさまーかあさまー安寿は、かあさまに逢いたいのだ。」』

という声は、そのまま、あの恐ろしかった戦争中、私が集団疎開地の富山から、夢に東京の母を呼んだ声のように思えてならなかった。そのころの私は、これが人権じゅうりんの悲劇だとは知らなかった。ただ、安寿と厨子王がいとしかった。母がかわいそうであった。三人のたどった運命が悲しかった-そうだ。運命と思っていたのだが-そんな運命、人権じゅうりんの悲劇は、いつの時代、どこの国にもくり返されていたのである。』

■1986（1989）検定版 【第1章人間尊重と日本国憲法 2基本的人権の保障 平等権③社会生活と人権】

「アイヌ系住民や、日本に定住する韓国・朝鮮の人々（脚注）への差別や偏見もまた、ゆるがせにできない人権問題である。」

脚注；1910（明治43）年以降、日本政府は朝鮮を植民地化して日本領とし、朝鮮の人々の独立運動を弾圧した。また、第二次世界大戦中には、国籍上は日本人であるという理由で、日本語の使用を強制したり、国民徴用令によって強制的に一部の人々を内地につれてきて過酷な労働をさせた。今日でも日本に定住する韓国・朝鮮の人々に対する差別や偏見は続いている。」

■1992検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2基本的人権の保障 自由権(2)】

「ここにも、戦争中、政府によってあらゆる出版・報道がきびしく検閲され、侵略戦争の真実が国民に知らされなかったことへの深い反省がこめられている。」（＊表現の自由の記述のところで）写真；「誇大な戦果を報道する戦争中の新聞（1944年）」

（＊見出し「空母十五戦艦一など 艦船廿七隻を撃沈破」の新聞記事）

■1996検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2基本的人権の保障 平等権(2)一法の下の平等と差別の克服 差別の克服を求めて】

「又、日本の少数民族であるアイヌや、日本の植民地支配や強制連行によって来日し定住している韓国・朝鮮の人々（脚注）への差別や偏見はまだなくなっていない。」

脚注；「日本国籍をもたないという理由で、日本で生まれ育った二世・三世の人々は参政権をあたえられず、また、原則として公務員に採用されない。」

〈分析〉

[1954] には、疎開による「人権じゅうりん」について考える中学生の作文が記載されている。昭和25（1950）年の作文であるから、学童集団疎開が1944年から始まっていることを考えると、執筆時の年齢を仮に中学生の最高齢15歳としても11歳前後に疎開した計算になる。この教科書を学ぶ中学生が、自分より年下の子どもが、戦中の「恐ろし」いなか疎開で親と離れて悲しくつらい思いをしたことを示すのは、いかに戦争が子どもにとっても著しい侵害であったかが認識されるのに役立つであろう²⁷。この検定版以降しばらく記述されなくなる。

[1971, 1974] に美濃部学説に対する弾圧が本文中・資料に記述される。[1977] では本文中から美濃部の名前がなくなるが欄外の資料は[1989] までほぼ同じ様な形式と内容が続く。[1980]

では、資料の解説が少し詳しくなり、「ファシズム」という言葉で表現するのではなく、「軍部が同調し」、と弾圧に軍も加わったことが明記されるようになる。[1992] ではこの資料はなくなるが、大きな変化がおこる。それまでは、自由権的侵害の事実は学問の自由への侵害のみであったのに対し、信教の自由への侵害（神社神道の強制）、表現の自由への侵害（出版、報道に対する検閲）が具体的内容によって記述されるようになるのである。

[1986 (1989)] から、日本人による「中国人、朝鮮人」に対する過去および現在の人権侵害が記述され、[1996] では「参政権をあたえられず、また、原則として公務員に採用されない」という現在における侵害の事実の具体的内容が明記されるという発展がみられる²⁸。

中教出版

■1954検定版 【第3章新しい憲法 二、新憲法と国民 (3)基本的人権 考えること、発表することの自由】

「どのような権力でも、人間の精神の自由を奪うことは許されない。……戦前には、国民は国家神道を強制的に信仰させられたが、今ではどのような宗教についても、国家がとくに保護したり、国民に信仰をおしつけたりすることは禁じられている。」

「学問の自由も保障されている。……わが国でも、太平洋戦争がおわるまで学問の自由はなかった。法学者の美濃部達吉博士（脚注 専門の説明 略）は、天皇の地位について政府の気に入らない学説を主張したために、貴族院議員の職をやめなければならなかった。また歴史家の津田左右吉博士（脚注 専門の説明 略）も、日本の古代史について科学的に研究しようとしたために、尊い国柄を傷つけるものだとし、その著書は発行を禁止され、起訴された。しかし今では、学者が真理を追い求める自由は保障されている。この自由がなければ、学問はとうてい進歩することはできない。」

「日本では、言論の自由はひじょうにせまく制限されていた。時の政府に反対する言論は、弾圧されることがしばしばあった。新聞も戦争中は政府の検閲を受け、戦況については、大本営発表のことだけしか、記事にすることを許されなかった。こうして、国民には戦争のほんとうのようすはまったくといってよいほど知らされなかった。」

〈分析〉

[1954] には、主に自由権的侵害の多くの事例をもとにした記述がみられる。学問の自由への侵害については、美濃部学説のみならず津田学説の事例が示されているが、[1957, 1961] には美濃部学説のみになり、さらに内容も簡単になってしまう。また [1965～1989] は美濃部学説が弾圧をうけた記述は残されるのだが、平和的生存権の侵害と読みとれる記述ではなくなる。自由権的侵害としては、[1992] にやっと「社会主義や自由主義の思想が弾圧された」（【第1章人間の尊重と日本国憲法 1 基本的人権とわたしたち 自由に生きるための権利 日本国憲法の自由権 (1)精神の自由】）という記述が復活する。が、[1954] と比較すると、その後は抽象的になる。

2-2-3 平和主義の記述箇所において〈Aについて〉

記述の特徴ごとに、清水書院、東京書籍を分析し、さらに中教出版をみていく。

清水書院

ここでは戦争体験について扱っている箇所がある。まず記述内容をみていく。

■1971検定版 【1日本国憲法 日本国憲法の基本的原則 平和主義と戦争放棄】²⁹

「『かあさん、もう疲れた……』のことばを残して、被爆者の子どもである17歳の少女が、慢性骨髄性白血病で死んだ。第二次世界大戦後30年近くになる現在でも、原爆の恐怖が、被爆者の子

どもにまでこんなかたちでふりかかってくるのである。広島に落とされた原子爆弾は、一発で20万人以上の人びとの生命を奪ってしまったが、その残酷な傷あとは、今日もなお消えてはいない」

■1980検定版(1983)【第4編国際社会と日本 1章日本の平和主義と国際社会 1国際社会と平和】

【平和への願い】

『「アンネの日記展」(脚注；『アンネの日記』 ユダヤ人アンネ＝フランクがオランダのアムステルダム隠れ家でつづった日記)を見ました。アンネ＝フランクは、15歳でその短い一生を終えました。彼女は、1942年から2年間“隠れ家生活”を送り、日記をつづりました。食糧もなく、夜は空襲におびえました。けれども、アンネは、いつも陽気にふるまい、自分の気持ちを童話に託しました。……アンネの化粧ケープなどをみていると、罪なき多くの人たちを犠牲にした戦争をうらむのです。アンネは、私の15歳の思い出として、一生を忘れられない人となるでしょう。」「これは、ある新聞にのった中学生の作文である。この筆者も私たちも、いわゆる戦争を知らない世代である。そこで、私たちは、平和の尊さを知るために、たとえば、戦争体験を正確につづった本を読むとか、祖父母や父母の戦争中の体験を聞くことなどによって、進んで戦争の実態を学びとることが、まずたいせつである。『アンネの日記』でも、戦争下の生活を「……一歩も外出できないということが、どんなに息苦しい気持ちか、あなたに説明することはできません。」と述べている。私たちに、このような生活が2年間も続くという苦しみが想像できるだろうか。第二次世界大戦では、直接の戦場ではもちろん、戦場外のところでも空襲などにより、とりわけ、わが国のばあいは人類史上初めての原子爆弾も投下され、非常に多くの人々が傷つき倒れ、その尊い生命を失っている。しかも、日々の生活自体、アンネの例にもみられるようにどこの国のばあいも、今日では想像もできないような重苦しいものであった、なぜなら、戦争は人の心も破壊して人間が人間でなくなってしまう、平和な社会では夢にも考えられないような残酷な殺戮さえ平然とくり広げられたからである。それだけに平和な世界こそ、全人類の最大の悲願にほかならないのである。」

【原爆の悲劇】

囲み資料；「猛火の中の別れ」(長田新編「原爆の子」より)「この作文は、筆者が高等学校3年生のときに1945(昭和20)年8月当時のことを思い出しながら書いたものである」(*内容 広島に原爆が落とされたあと、家屋の下敷きになり火の中につつまれて死んでいった母の最期を書き記し、「私はここで実に何万人という広島の母達が、ただ後に残った子達が、平和な世の中ですすくと、幸福に成長してゆくことだけを祈りながら、焼け死んでいったということだけを記しておこう」と、終えている。この作文のみで1ページが費やされている)

■1986検定版【第4章日本の平和主義と国際社会 1平和主義の成立 平和への願い】

「最初にいったところが、ひめゆりの塔。今時大戦中、特志看護婦として、県立第一高女と沖縄師範女子部の生徒143人、それに職員15人が、洞穴の中で集団自決をしたところだそうです。敵がすぐ近くまでせめこんでいるとはしらず、洞穴で特志看護婦として働いていた女学生。年を聞けば、まだ私たちと同じ10代だという。これから咲く花だというのに、戦争のため、こんな短い生涯をとじてしまった。

石碑にはつぎのような歌が刻まれていた。

いわまくら かたくもあらん 安らかに ねむれとぞいのる 学びの友は

これは、沖縄の中学生の作文である。この筆者も私たちも、いわゆる戦争を知らない世代であ

る。そこで、私たちにとってまずたいせつなのは、平和の尊さを知るために、たとえば、戦争体験を正確につづった本を読むとか、祖父母や父母の戦争中の体験を聞くとかして、進んで戦争の実態を学びとることである」

〈分析〉

[1971～1986] は様々な戦争体験が記されている。いずれも戦地に赴いた兵士の経験ではない。これは戦争は戦地で死ぬということだけが被害ではないことが認識される。すべてが10代の子ども（の時）の戦争経験であるので、同じ10代という立場で考えたとき少なからぬ何かを中学生にもたすだろう。その事実を自分の身に置き換えて考えやすいという効果をもつからである。そしてこのような「戦争の実態を学びとること」の必要性を意識させることは、実現のためのはたらきかけを行う契機にもなりえよう。長田新の「原爆の子」の引用は [1983, 1986] まで記載され続ける。

次に、他の記述をみていく。

■1980検定版 【第4編国際社会と日本 1章日本の平和主義と国際社会 1国際社会と平和 平和への願い】

表；「第二次世界大戦の死者」国別（アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国、ドイツ、イタリア、日本）の「戦死者（兵士）」「死者（一般市民）」数（資料 世界大百科事典）

（＊日本の「死者（一般市民）」が、8か国のなかで最も多い）

■1986検定版 【第4章日本の平和主義と国際社会 1平和主義の成立】

【日本国憲法の平和主義】

写真；「戦時中の国民生活」；（「20歳—徴兵検査」「中国の南京占領(1937)」「防空演習をする女性たち」）

「現在の国民生活」；（「20歳—華やかな成人式」「日中平和友好条約の調印(1978)」

「個性的なファッション（東京原宿）」）

【原爆の悲劇】

「第二次世界大戦の末期、1945（昭和20）年8月6日の午前8時15分、広島市の上空に飛来した米軍機から、世界で初めての原子爆弾が投下された。まもなく広がるきのこ雲。その下では、晴れた朝を迎えた広島市民が、突如として、最高で摂氏6000度の熱線と秒速4.4キロメートルの爆風を浴びせられ、あるいは声もなく絶命し、あるいは重傷にうめき声を発していた。市内は夜まで燃え続けた。それから3日後、長崎でも同じ悲劇がくり返された。そして、放射能による原爆症は、生き残った被爆者たちをいまでも苦しめ続けている。」

〈分析〉

[1980（～1996）] の表は、第二次世界大戦の死者数を国別に「戦死者」と「死者」にわけて示すことにより、多くの人命の損失はもとより、日本の死者（一般市民）（すなわち広島・長崎の被爆者と空襲の犠牲者の多さ）の数がもっとも多いという事実がみえてくる。

[1986] の写真は、戦時中と現在の国民生活を3つの観点（1枚目が若者の生活、2枚目が中国との関係、3枚目が女性達の服装）での対比構成になっている。戦争が、日常生活において人間らしく生きる権利を徴兵検査や防空演習でうばい、若者の未来をも奪うものであることを、対比により明示するという効果をもっている。

[1986] の原爆投下についての記述は、その威力の量的表現のみならず、その被害が現在にも及んでいることを示し、原爆は現在も引き続き生命をおびやかす権化として認識されよう。

東京書籍

まず、主に過去の侵害の事実をよみとることができる記述を分析する。

■1968検定版(1971)【3日本国憲法(3)平和主義 戦争の放棄】

「これまでの世界の歴史を見ると、自国の利益や繁栄のため、他国の存立や利益をかえりみずに武力を行使して、自国の主張をおし通すことも、まれではなかった。その結果ひきおこされた戦争は、関係諸国ばかりでなく、世界の人々にはかりしれない被害をおよぼした。」

■1980検定版(1983)【第1章人間の尊重と日本国憲法 2国民主権と平和主義 平和主義】

写真；「爆撃のため廃墟となった東京(第二次世界大戦)」

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4平和主義と防衛問題】

写真；「戦火のなかを逃げる人々(1945年、東京)」

■1992検定版 【第2章政治とわたしたちの生活 第1節人間の尊重と日本国憲法 4平和主義と世界の平和】

写真；「戦火のなかを逃げる人々(1945年、東京)」

写真；「疎開先で食事をとる子どもたち(1944年)」

■1996検定版 【第2章人間尊重の政治をめざして 3平和主義と国際社会 1平和主義を唱えて 平和主義と憲法第9条】

「戦争は、たくさんの人々の命をうばい、建物を破壊する。また、戦争で父や母その他の家族を失った人々の悲しみは、いつくせるものではない。わたしたちは、過去の戦争の記録や各地で起こっている地域紛争のニュースを見て、戦争の悲惨さをよく知っている。」

〈分析〉

これらは被爆のみならずその他多くの空襲をうけた戦争の実態である。映像は認識を豊かにする。[1996]の一文は、戦争が「命をうばい建物を破壊」するという平和的生存権侵害の源であることを明示している。

次に、過去の侵害の事実と実現にむけた働きかけとを同じテーマで記述されたものを示す。

■1961検定版 【第1章民主政治の基礎 (2)基本的人権と平和主義 平和主義の憲法】

写真；原爆犠牲者の慰霊碑「第2時世界大戦の末期に広島と長崎に原爆が投下され、多くの人々が犠牲となった。それらの人々の慰霊碑が爆心地にたてられている。(広島)」

■1977検定版 【第1章民主政治の原則 3日本国憲法の基本 (3)平和主義 戦争の放棄】

写真；「広島での平和祈念式」「世界で最初に原子爆弾の被害を受けた広島市では、毎年8月6日(原爆投下日)には平和祈念式が行われている。この式には、毎年何万人もの人々が集まり、平和の願いを新たにしている。」

■1980検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2国民主権と平和主義 平和主義 自由研究のページ】

【原爆被災都市 広島・長崎】

「広島市は1945年8月6日、長崎市は8月9日、アメリカ軍によって原子爆弾を投下された。それから30数年をへた今日なお、広島・ナガサキは世界平和の祈念の地としてひろく国際的に知られている、その理由を考えてみよう。」

地図；「広島平和記念公園」「爆心地の近くにある。資料館には原爆による被害を後生に伝える貴重な資料が保存されており、世界中から多くの人々がおとずれる」

写真；「被災地の鳥居(長崎)」「爆心地より約キロメートルはなれた山王神社の鳥居。現在でも

このままのかたちで残されている」

写真；「原爆のため、ボロボロになった中学生の着衣（広島）」

「平和宣言」（＊昭和50年8月6日の宣言の内容全文を一部省略しながら最初から最後までの内容を示している 原爆投下当時の状況と、いまだに後遺症に苦しむ人々の様子と、核兵器廃絶への決意と訴えが述べられている）「広島市主催『原爆死没者慰霊式・平和記念式』における平和宣言より」

■1983検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2 国民主権と平和主義 平和主義 自由研究のページ】

【広島、長崎を考える】

「…日本が、世界ではじめて核兵器の惨禍をこうむったことを学んだ。それから40年たとうとしているが、いまだに多くの人々が原爆の後遺症に苦しんでいる。その後も核兵器はとめどなく発達し、核兵器廃絶の世論にもかかわらず、その脅威は人類の生存をおびやかしている。広島や長崎のもつ意味をもう一度考えてみるのがたいせつではないだろうか」

資料；地図「原子爆弾による被害」（＊爆心地の影響図） 資料；写真「廃墟となった広島市街」

「平和宣言」（昭和50年8月6日）（＊内容は、1980のものと同様）

資料；写真「長崎の平和祈念像と広島原爆慰霊碑文」（＊“安らかに眠って下さい。過ちは繰返させぬから”と彫刻してある）

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4 平和主義と防衛問題 平和主義 テーマ学習のページ】

【核戦争の脅威】

「核兵器の発達は、人類をどのような危険にさらしているだろうか」資料；「原子爆弾による建物の被害（広島）」「爆心地からの距離に対する被爆死亡率（1945年11月調査）」「核兵器のおそろしさは、その破壊力、焼い力ともに放射線作用により、白血病などの放射線障害をもたらすことにある。さらに、放射線の影響は生物全体におよび、自然界の生態系を破壊してしまう。」

写真；「廃墟となった広島市街 中央の建物の近くが爆心地である」

表；「米ソの核破壊力」（＊米ソの核弾頭の所有数および、TNT火薬での換算、広島原爆78万発分になることが説明されている）

写真；「潜水艦から水中で発射された核ミサイル」 写真；「核兵器に反対する集会（1983年、西ドイツ）」

「整理 第二次世界大戦で日本は、世界ではじめて核兵器の惨禍をこうむった。それから40年以上たとうとしているが、いまだに多くの人々が原爆の後遺害に苦しんでいる。その後も核兵器はとめどなく発達し、核兵器廃絶の世論にもかかわらず、その脅威は人類の生存をおびやかしている」

■1996検定版 【第1章 人間の尊重と日本国憲法 3 平和主義と国際社会 （冒頭）】

「1945年、広島に落とされた原爆で犠牲となった、幼い子の短い命を悲しんでつくられた詩

早春の ヒロシマの川の 透きとおる水底に ふと見つけた 小さな骨……閃光と 炎と 滅びた街の 網膜に焼きついた あの日の死の幻影 ああ川砂に しがみつ き 流れに手をあげる 小さな骨……平和への 人間の力を信じよう 人間の 平和へのちかいを （深川宗俊 作）」

〈分析〉

広島・長崎に投下された原爆による被害の事実のみならず、それに対する慰霊碑の建設

（[1961]）や、「毎年何万人もの人々」が投下日に「平和祈念式」をそこで行き「平和の願いを新たにしている」こと（[1977]）や、「平和宣言」を行っている（[1980]）ことを示している。過去の侵害の事実と関連させながら、平和的生存権実現のための働きかけの存在を同時に示し、両者の有機的な関係をもたせたものである。これらを「自由研究」や「テーマ学習」のページを設けて、過去の侵害の事実とその実態の把握、そして現在平和的生存権実現のために働きかけがなされていること（[1986]の西ドイツの核兵器の反対集会）などを、核兵器という一つのテーマのもとに統一的に扱うのは、重要な意義をもつ。これは東京書籍の特徴といえる。[1996]の深川宗俊の詩は、小さな命（「小さな骨」が誰のものであるかを考えれば容易にわかる）さえもうばった事実を詩で表現し平和的生存権実現の切なる願いを示したものである。

中教出版

■1983検定版 【序編人間尊重の社会をめざして 4 平和主義と主権者 日本の平和主義 平和と人権】

「日中戦争や第二次世界大戦を経験し、これらの戦争を通じて、中国や東南アジア諸国に大きな被害をあたえとともに、国内でも、大きな犠牲をはらってきた。ことに、第二次世界大戦の末期、広島・長崎両市に原子爆弾を投下されると、わが国は、致命的な被害を受けることとなった」表；「原子爆弾の投下による被害（核兵器廃絶と全面軍縮のために一国連事務総長への要請）－1976年11月、広島市・長崎市－などにより」（＊広島・長崎両市の「死者、こわれた建物個数全壊・全焼とその他」の項目にわけたデータ）

〈分析〉

[1957]では「わたしたち日本人は、太平洋戦争によって大きな被害を受け、しかも原子爆弾の惨禍までこうむって」であったが、[1983]からは「日中戦争」という名称を用いはじめ（[1986, 1989]もほぼ同様）「中国や東南アジア諸国」に大きな被害を与えたことを記述しているのである。同時に、加害と被害の両側面での侵害の事実を同時に示している。[1992]からは「日中戦争」という名称は引き続き記述されるが、「中国や東南アジア諸国に大きな被害をあたえ」た事実については消失する。[1983]の表は、侵害の事実の数量的なデータであり、被害の大きさを客観的に知ることができる。

2-3 規定される前、又は規定とは相対的に独立な平和主義（平和的生存権）に関する理念〈B〉の分析

平和主義の理念については、憲法制定に至るまで・平和主義・基本的人権の記述箇所から分類・分析する。

2-3-1 日本国憲法制定に至るまでの記述箇所において〈B〉について

中教出版

■1983検定版 【序編人間尊重の社会をめざして 3 人間の尊重と日本国憲法 日本国憲法の成立と特色 日本国憲法の制定】

「ポツダム宣言は、わが国に対し、軍国主義をとり除き、徹底した民主化を進めることを要求するものであった。これをもとに、それまでの大日本帝国憲法が全面的に改められることになった」

〈分析〉

ポツダム宣言の内容はこれまで「民主化」等の言葉で語られていたが、[1983～1992]の間、軍国主義を取り除くものとして語られている。これは [1954]でも同様である。

東京書籍

■1968検定版 【第1章民主政治の原則 3日本国憲法 日本国憲法の制定】

「日本は、1945年8月、ポツダム宣言を受け入れ、第二次世界大戦を終結した。ポツダム宣言は、日本国民の自由に表示した意思に従って、平和的な政府がつくられること、基本的人権を尊重する民主政治が行われることを要求していた」

■1983検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2日本国憲法の制定 日本国憲法の成立】

「ポツダム宣言は、軍国主義を除去すること、基本的人権を尊重し、平和的、民主的政府をつくることなど戦後の日本の改革の方向を示していた。その実現のためには、明治憲法を根本的に改めなければならなかった。」(～1992)

〈分析〉

[1968～]ではポツダム宣言を平和的な政府と基本的人権を尊重する民主政治を、[1986]では軍国主義を除去することを目的として記述されている。

2-3-2 平和主義の記述箇所において〈Bについて〉

東京書籍

■1968検定版(1971)【3日本国憲法 (3)平和主義 戦争の放棄】

写真：「平和をよびかける像 国連本部にある『剣を鋤に』」

■1974検定版 【第1章民主政治の原則 3日本国憲法の基本 (3)平和主義 戦争の放棄】

「世界の国々のなかには、憲法において、とくに戦争に関する定めを設け、侵略のための戦争をしないと宣言する国が見られる(＊脚注)」(1977～1983もほぼ同様)

脚注：「『侵略戦争』を否定している憲法には、フランス、ブラジル、イタリアなどの憲法がある。また、自衛のため以外の戦争を否定している憲法には、ポーランド、ビルマなどの憲法がある。」

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4平和主義と防衛問題 平和主義と国の安全保障】

【平和主義】

「第二次世界大戦後、平和のために結集して国際連合を組織した世界の国々は、二度と戦争はしないという精神で一致していた。国際連合本部の前には、『剣をすきにかえる』という言葉がかげられている」

欄外の資料：「国際連合本部の前にかげられている言葉の訳文」「彼らは剣を打ちかえて、すきとし、そのやりを打ちかえて、かまとし、国は国に向かって剣をあげず、ふたたびたたかいのことを学ばない」

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4平和主義と防衛問題 平和主義と国の安全保障】

【世界平和のために】

「ユネスコ憲章(脚注)は、『戦争は人の心のなかで生まれるものであるから、人の心のなかに平和のとりでを築かなければならない』といっている。わたしたち一人一人の平和への願いが、世界平和につながっているのである。」

脚注：「ユネスコ憲章 1945年、国連教育科学文化機関(ユネスコ)設立の取り決めが行われ、『ユネスコ憲章』が採択された。憲章は、『平和は人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない』としている」

〈分析〉

「平和をよびかける像」の設置（[1968]）や、「二度と戦争はしない」という精神のもとに一致しそのあらわれとして「剣をすきに」変えるということばが国連本部前のプレートにかかげられている（[1986]）など、国連の平和への理念が表されている。ユネスコ憲章の一文から戦争の源は「人の心」であるという最も抽象的であるが最も根元的な平和主義の原点を示したものとして重要な意義がある。

[1974（～ [1983]）は侵略戦争を放棄している他国の憲法が紹介され、日本国憲法の「戦争放棄」と密接な関連をもつことが記述されつつも、その多くはたとえば「しかし、日本国憲法のように、ひろく戦争を放棄し、戦力を保持しないという徹底した平和主義をとっているものはない」と述べて、日本国憲法の徹底的な戦争放棄規定の意義の大きさを飾るためのものとして位置付けられている。

中教出版

■1957検定版 【第二章日本国憲法 四、平和主義 恒久平和の願い】

「二十世紀にはいつて、二度までも悲惨な大戦を経験した世界の人々は、平和の願いを国際連合憲章のなかで、つぎのようにあらわしている。『われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い』（脚注；「国連憲章前文」）、また、『国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとることならびに平和を破壊するに至るおそれのある国際的の紛争または事態の情勢または解決を平和的手段によって、正義及び国際法の原則にしたがって実現する』（脚注；「国連憲章第一条」）と。この願いはわたしたち日本国民の願いでもある。」

〈分析〉

国連憲章の前文および第1条をそれとわかるように引用符をつけて記述しているのは中教出版の[1957]の特徴である。国連憲章において明確に平和的生存権侵害が否定されたことは、日本国憲法の平和主義の規定を国際的なものとして強く裏付けるものとなる。また、他国の戦争放棄条項をもつ憲法は[1954～1989]まで、引用する国の憲法や引用箇所を若干変えながら記述され続ける。

清水書院

■1986検定版 【第4章日本の平和主義と国際社会 1 平和主義の成立 平和への願い】

「戦争は、それぞれかけがえない人生と愛する家族をもつ人間同士の殺し合いであり、平和な社会では夢にも考えられないような残虐な殺傷さえ平然とくり広げられる。戦争は、人の心をも破壊してしまうのである。人間が人間として生きるためには、何よりもまず、世界が戦争のない世界、平和な世界でなければならない。ここに、全人類の悲願がある。」

〈分析〉

戦争が人生をうばい愛する家族と心を破壊し、残虐な殺傷をもたらし、人の精神を破壊する力をもっていることを指摘し、「人間として生きるためには」、戦争がないことが前提であることとしている。

2-3-3 基本的人権の記述箇所において〈Bについて〉

東京書籍を例にとる。

東京書籍

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 3 日本国憲法と基本的人権 人権尊重のひろ

がり】

「第二次世界大戦の人権抑圧や戦禍の反省に立って、国際連合は、1948年に世界人権宣言を採択した。そしてその実施を各国に義務づけるため、1966年国際人権規約を成立させた。その他、人種差別撤廃条約（1965年）や女子差別撤廃条約（1979年）なども成立している。」（1989, 1992もほぼ同様）

■1996検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2人権を守る社会をめざして 1基本的人権と個人の尊重 基本的人権の保障】

「基本的人権の保障は、まず第一に国家に向けられている。つまり、人権の保障は、個人を尊重して自由な活動や幸福で平和な生活を実現することを、国家に要求している。」

〈分析〉

世界人権宣言は、[1971, 1974]には憲法制定に至る過程の記述箇所です。「ナチズムとファシズム」の反省により規定されたことがかかれている。[1986]からは基本的人権の記述箇所です。「第二次世界大戦の人権抑圧や戦禍の反省に立って」なされたことが明記されている。[1996]では、世界人権宣言は消えるが、戦争の惨禍が人権保障の理念を生み出したことや平和でなければ人権が保障されることは不可能であるという内容から一歩進み、平和を求めることは権利であると述べている。

2-4 平和的生存権の規定〈C〉の分析

平和的生存権の規定や平和と人権の相互関係の記述において特徴的なものは中教出版なのでその記述を中心に検討し、清水書院と東京書籍は変遷について若干述べるにとどめる。まずはじめに、平和主義の記述箇所の分析を行う。次に基本的原則の記述箇所をみていく。

2-4-1 平和主義の記述箇所において〈C〉について

中教出版

■1954検定版 【第三章新しい憲法 二、新憲法と国民 (2)平和主義】

「新しい憲法の一つの特色は、それが平和主義の精神でつらぬかれているところにある。憲法の前文には、日本国民が『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意』し、『恒久の平和を念願』し、『全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏からまぬかれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認』するのべられている。また第九条では、『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない』ときめている。」

■1957検定版 【第2章日本国憲法 四、平和主義】

【恒久平和の願い】

「わたしたち日本人は、太平洋戦争によって大きな被害を受け、しかも原子爆弾の惨禍までこうむって、ふたたび戦争をくりかえすまいという決意をその憲法にいつそうはっきりあらわしている。『日本国民は、恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。』（脚注「憲法前文」）のである。さらに進んで、戦争と、武力を使うことをやめると、つぎのように宣言している。『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」(脚注 「憲法第9条」 その他略)。この目的を達成するために、陸海空軍その他の戦力をもたないことと、他国と戦争する権利をみずから認めないことを規定している。」

【平和への国際協力】

「恒久平和は、一国だけの念願では達成できない。国と国とが、おたがいに尊重しあい、平和な国際関係をつくるように努力しなければならない。憲法も前文において、『われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認』して、平和を愛する諸国民とともに、世界の平和に貢献したいといっている。」

■1977検定版 【第2章日本国憲法 3 平和主義 戦争の放棄】

「わたしたち日本国民は、第二次世界大戦によって、大きな損害を受け、また、原子爆弾の惨禍から、戦争は人権をすべてうばうものであることを知った。そして、戦争について深く反省し、どのような理由によっても、ふたたび戦争をおこさないという固い決意を、憲法の中にはっきりとうたった」(*このあとに日本国憲法の前文を含めた平和主義の規定を引用し解説しているが、第2項後段の「平和のうちに生存する権利」の引用はない。)

■1980検定版 【人間尊重の社会をめざして 3 平和主義と主権者 日本の平和主義】

【平和と人権】

「わたしたちがもつ人権は、永久におかすことのできないものである。しかし、それは、戦争のない社会が前提であって、ひとたび戦争がおこれば、人間どうしの殺し合いになり、人権尊重の原則は、ひとたまりもなくくずれてしまう。つまり、平和は、人権と切りはなすことのできない関係にあるのである。」(*このあとに日本国憲法の前文を含めた平和主義の規定を引用し解説しているが、第2項後段の規定の引用はない。)

【平和主義とわたしたち】

「日本国憲法が平和のうちに生きる権利を宣言したのは、国民が、単に平和を待つだけでなく、積極的に平和な社会を築いていくことを強調しているのである。」

■1983検定版 【人間尊重の社会をめざして 4 平和主義と主権者 日本の平和主義 平和と人権】

「わたしたちがもつ人権は、永久におかすことのできないものである。しかし、それは、戦争のない社会が前提であって、ひとたび戦争がおこれば、人間どうしの殺し合いになり、人権尊重の原則は、ひとたまりもなくくずれてしまう。……日本国憲法を見ると、まず、前文に、日本国民が平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、その安全と生存を保つていこうと決意するとともに、全世界の人々が平和のうちに生きていく権利をもっていることを確認したことが、宣言されている。そして、第9条には、わが国が戦争を放棄し、戦力をもたず、交戦権を否認することが、定められている。」

〈分析〉

中教出版はおおむね、初期([1954, 1957])の段階から[1992]まで、本文中で「平和のうちに生存する権利」を引用あるいは記述している。[1977]からは戦争を侵害の原因と位置づけて平和と人権の相互関係を明記している(反面、規定の引用がなくなる)。[1980]では戦争のない社会が人権保障の前提であることを明言している(規定の引用が復活)。また平和は単に「待つ」ものではなく実現することが権利として位置づけられている。[1983]では、平和主義の記述簡

所の冒頭で「人間の尊重」を戦争が侵害するものであると記述するようになる（この「人間の尊重」と「人権」との関係は不明瞭ではあるが）。

記述形態について若干ふれる。平和主義の規定としておおむね前文第2項と第9条が引用されているのだが、〈前文第2項前段と第9条〉と〈前文第2項後段（規定）〉の2セットに分かれていることがある。この点は厳密に検討しなければならないが、概要を述べれば、[1954]では両者をひとまとまりで示し、[1957]には別々の見出しのもとにわけられている。[1961]には同じ見出しのもとに引用されているがひとまとまりに（段落をわけずに）引用されているわけではない。[1968]で再度別の見出しにふりわけられ、[1983]で再度ひとまとまりで記述され[1992]まで続く。[1983]からは、2セットをひとつにまとめるだけでなく、〈前文第2項前・後段〉につづけて〈第9条〉という順番になる。

清水書院

■1986検定版 【第4章日本の平和主義と国際社会 1 平和主義の成立 日本国憲法の平和主義】
「憲法草案を審議した1946（昭和21）年の国会における幣原外務大臣の発言は、日本の平和主義の原点を示したものといえよう。

『実際此ノ改正案ノ第9条ハ戦争ノ放棄ヲ宣言シ、我が国ガ全世界中最モ徹底的ナ平和運動ノ先頭ニ立ッテ指導的地位ヲ占ムルコトヲ示スモノデアリマス。（中略）文明ガ速カニ戦争ヲ全滅シナケレバ、戦争ガ先ズ文明ヲ全滅スルコトニナルデアリマショウ。私ハ斯様ナ信念ヲ持ッテ此ノ憲法改正案ノ議ニ与ッタデアリマス。』」（1989も同様）

■1996検定版 【第3章平和主義 1 平和主義の成立と日本 日本国憲法の平和主義 憲法前文と第9条】

「上の文（＊この記述の上部に、『あたらしい憲法のはなし』の第二段落からほぼすべてが囲み資料として記載されているものをさす）は、1947年に文部省が中学校社会科第1学年用として発行した『あたらしい憲法のはなし』の一部である。当時の人たちの、戦争をなくし、平和を守ろうとする強い決意がうかがえる。」

〈分析〉

[1954]では、前文の引用は第二項前段のみで平和的生存権の規定ではない。が、[1986]以降、[1996]まで継続して前文第二項前段・後段が本文中に省略されることなく記載されている。

[1986]に記載されている幣原の発言は起草者としての重要な発言である。なぜならば国内に自衛隊をかかえていない時期で、実態と理念のあいだに矛盾がなく（とはいっても占領軍の存在は無視できないが）、なんの詭弁もつかわなくてよかった時代だからである。まさに制定者の意図である。

[1996]では、憲法9条の戦争放棄の意味する内容を、現実との乖離もなく最も素直でかつ単純明快に記述している『あたらしい憲法のはなし』（六「戦争の放棄」の部分）を平和主義の記述箇所では記載している。

東京書籍

〈分析〉

[1980]から欄外で前文第2項後段の「平和のうちに生存する権利」の引用がされるが、[1983]では欄外の引用が消失し、[1989]で復活し、[1992]でまた消失し、また[1996]で復活する。なぜこのように揺れ動いたのか興味がわくが理由はわからない。

2-4-2 基本的原則の記述箇所において〈Cについて〉

つぎに、基本的原則の記述箇所における平和的生存権の規定について分析を行う。

東京書籍

■1980検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2 国民主権と平和主義 日本国憲法の原則】³⁰

「第二は、国民の生活が安定し、人々が幸福を追求することができるためには、なによりも世の中が平和でなければならない。とくに現代の日本では、文化の面でも、経済の面でも、国際的なつながりや交流が重要である。憲法が平和主義を基本としているのはそのためである。」

■1983検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 2 国民主権と平和主義 日本国憲法の原則】

「人々が幸福を追求することができるためには、なによりも国民の生活が安定し、社会が平和でなければならない。そして、文化の面でも、経済のうえでも、多くの国々と平和な関係を保ち、交流を深めていくことがきわめて重要である。憲法が平和主義を基本としているのはそのためである。」

〈分析〉

[1980, 1983] とともに、戦争放棄・軍備の記述が削除されてはいるが、同時に、生活安定、幸福追求のためには何よりも平和でなければならないという理論は、憲法13条の幸福追求権の土台として平和主義の規定をとらえており、これは平和的生存権の規定といえる。しかし [1986] は、平和主義の内容の解説をせず、条文の位置のみ（「第三は、平和主義である。前文にはっきりと打ち出されているが、さらに第9条でそのことを明確に定めている。」）記述するようになり、このような記述はみられなくなる。

清水書院

■1980検定版 【1章人間の尊重と日本国憲法 1 国民生活と日本国憲法 日本国憲法】

「私たちが目標とする基本的人権が尊重される社会は、他の国民をぎせいにして成立するものであってはならない。とりわけ、多くの人々の生命をうばう戦争は絶対に避けなければならない。わが国の人々だけでなく、世界各国の人々を限りない不幸におとし入れた第二次世界大戦に対するきびしい反省のうえに立って、日本国憲法は、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し』（前文）、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、その目的を達成するため、戦力をもたない（9条）ことを定めて、平和で人権の尊重される国際社会の実現に努力する日本国民の決意を世界の人々に宣言したのである。」

■1992検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 1 民主政治の成立 日本国憲法の基本原理】

【基本的人権の尊重】

「日本国憲法は、三つの基本原理から成り立っている。まず、基本的人権の尊重という原理である。日本国憲法は専制的な政治や戦争による国民の犠牲を深く反省し、生命・自由・幸福追求などに関する権利を基本的人権として尊重することを政治の大原則としてかかげている。」

【平和主義】

「日本国憲法の三つめの原理は、平和主義である。かけがえない人間の命をうばい、世界各国の人々を限りない不幸におとし入れた戦争を、再びおこさないようにすることは、新しい憲法の最大の使命であった。日本国憲法は、前文で『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意』し、第9条で戦争を放棄し、戦力をもたないことを高らかに宣言した。」

〈分析〉

[1954, 1957] までは、日本国憲法全体に流れる一貫した原則は、基本的人権が尊重されることとされている。[1980] では戦争が「他の国民」を含めた多くの人々の命をうばうものであることを明記して、それを避けねばならないと述べている。このような記述は、[1980~1989] までみられる。[1992] では、戦争で基本的人権が侵害されたことの「反省」から、基本的人権の尊重の原理が生み出されたことを明記している。これは、基本的人権そのものが平和的生存権の侵害から生み出されたことを示している。これは [1996] も同様である。

中教出版

■1986検定版 【人間尊重の社会をめざして 3 人間の尊重と日本国憲法 日本国憲法の成立と特色 日本国憲法の三大原則】

「第1は、人間として当然にもつべき権利を定めて、人間尊重の精神をはっきりと打ち出し（基本的人権の尊重）、第2に、国民を政治の主人公とし、政治のありかたは国民が決めるべきこと（国民主権）を定めた。第3に、人類の理想ともいうべき、戦争のない平和な社会に生きていく方針（平和主義）をいち早くとり入れ、人間尊重の立場をより明確にしている。」

<分析>

基本的人権と平和主義の両方に「人間尊重」の言葉が使われている。学習指導要領で用いられている「人間尊重」という言葉は「個人の尊厳の否定の上に」登場したものと分析されている³¹。しかし教科書で「人間尊重」が基本的人権と平和主義の解説に共通に用いられていること自体は、共通する概念の存在として注目是可以する。

2-5 平和的生存権の実現にむけた働きかけ〈D〉の分析

ここでは、平和主義・基本的人権の記述箇所から分類・分析を行う。まず、東京書籍を先に分析し、それと若干異なる特徴のある記述を中教出版、清水書院から示していく。

2-5-1 平和主義の記述箇所において〈Dについて〉

東京書籍

■1954検定版 【第2章今の政治はだれが動かしているか 1 日本国憲法の原則 平和を永遠に願う】

「平和を望む熱意を示した点では世界の人々に先だっているのであるから、誇りをもってこの精神を育てていきたいものである。」

■1968検定版 【3 日本国憲法 (3)平和主義 戦争の放棄】

「永久平和は一国だけの念願と努力によって、もたらされるものではない。現実の国際社会には、紛争がたえず、利害の調整はきわめて困難であるが、あくまでも、たがいの理解を深め、外交などの平和的手段によって、その解決に努力しなければならない。」

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4 平和主義と防衛問題 核軍縮をめざして】

「この体験（＝広島・長崎の原爆投下）と反省から日本は、核兵器について、『もたず、つくらず、もちこませず』の非核三原則をとっている。原子力の研究や利用も、平和目的に限っている。」

「1963年に、アメリカ、ソ連、イギリスの間で、地下実験を除く、『部分的核実験禁止条約』が結ばれ、核兵器を管理するための話し合いの糸口ができた。次いで、1968年には、これ以上核兵器をもつ国が増えることをおさえるための核兵器拡散防止条約（脚注）がアメリカとソ連との提案により、62か国の間で調印された。その後、1972年と1979年には、アメリカとソ連は戦略兵器制限交渉（SALT）を行って、条約に調印した。また、1978年と1982年には、国際連合で軍縮特

別総会が開かれた。しかし、実際にはアメリカとソ連は核軍備の競争を続けており、さらに、核兵器をもつ国が増えるおそれもある。したがって、核兵器の国際的な管理は、今日、ますます重要な意義を持ってきている。こうしたなかで、核兵器禁止の運動や軍縮を求める運動も、世界各地で展開されている。世界の滅亡につながる核戦争をなんとしても防止することが、世界の最大の課題である。」

脚注；「日本は1976年に核兵器拡散防止条約を批准し、核兵器を製造せず、取得もしない義務をおっている。」

■1989検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4 平和主義と防衛問題 日本の安全保障と自衛隊】

脚注；「防衛費について政府は、1976年11月に国民総生産の1%をこえないものとするという閣議決定を行い、これが防衛費の歯止めとなっていた。しかし、1987年度予算案でこの1%枠を突破することになり、防衛費にどのような歯止めを設けるかという問題が残されることとなった」（*1986検定版の核軍縮の一連の記述に続けて）；「1987年には、アメリカとソ連は中距離核戦力（INF）全廃条約に調印し、その後も核兵器削減の努力を続けている。しかし、一方では核兵器をもつ国が増えるおそれもある。核兵器の国際的な管理は、今日、ますます重要な意義をもっている。こうしたなかで、核兵器禁止の運動や軍縮を求める運動も、世界各地で展開されている」

■1992検定版 【第1節人間の尊重と日本国憲法 4 平和主義と世界の平和】

【日本の安全保障と自衛隊 日本の安全保障について考えてみよう】

「自衛隊が勝手に戦争を始めたりすることがないように、軍人でない内閣総理大臣と防衛庁長官が指揮することになっている。これを文民統制（シビリアン・コントロール）という」

【核兵器の時代と平和】

（*1986、1989検定版の核軍縮の一連の記述に続けて）「さらに1991年7月、ブッシュ・アメリカ大統領と、ゴルバチョフ大統領は『戦略兵器削減条約』に調印し、9～10月には戦略核についてもおおばに削減を行うことで合意した。こうして、米ソ間の軍縮路線が進み、友好関係が強められた」

「20世紀は、第一次・第二次世界大戦をはじめとする戦争の時代であった。そのなかで、米ソを中心とする東西対立による冷戦が続いた。その冷戦が、1989年12月のマルタ会談で終結宣言がなされ、世界平和への明るい展望が開けた。わたしたちは、この灯を大事に育て、21世紀を世界恒久平和の時代にしよう。」

写真；米ソによるマルタ会談「米ソ首脳は、1989年12月はじめ、マルタで会談し、東欧情勢や軍縮問題など、幅広い分野にわたって話し合った。この会談は冷戦の終わりを告げる、画期的なものであった」（ゴルバチョフとブッシュの二人の写真）

■1996検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 3 平和主義と国際社会 2 世界の動きと平和主義 平和主義を守り、生かす】

「世界でも、1968年に核兵器拡散防止条約（脚注）が調印され、1991年にはアメリカと旧ソ連の間で戦略兵器削減条約が調印されるなど、さまざまな軍縮への試みが進められてきている。とくに東西冷戦が終了したのちは、軍備を拡大する意味は薄れている。日本国憲法の平和主義にもとづき、平和国家をめざす日本は、率先して軍縮と世界平和をうたえていかなければならない。」

脚注；「日本は1976年に核兵器拡散防止条約に参加し、核兵器を製造せず、取得もしない義務を

おっている。」

〈分析〉

[1954] や [1968] は理念的な言葉で語られていた ([1968] 「平和的手段によって、その解決に努力しなければならない」) のだが、[1974] には「軍備の縮小」をめざす働きかけがなされはじめたことが記述され、[1986, 1989] では米ソを中心とする核軍縮の動きのうち検定年までの実施を可能なかぎり記述し、ほぼ同時代の動きが把握できるようになる³²。[1992] では、マルタ会談による「冷戦終結」宣言により、「世界平和への明るい展望が開けた」ことを力強く記述している。が、[1996] には、「冷戦終結」後も地域紛争が絶えないことに影響をうけてか、核軍縮の動きについての記述内容は大幅に縮小し、「軍備を拡大する意味は薄れている」と軍縮への考えを示している。これは米軍基地の規模が引き続き維持されていることと自衛隊の機能がむしろ増強していることへの批判ともいえる。平和的生存権実現にむけての働きかけと考えられる記述は、「日本国憲法の平和主義にもとづき、平和国家をめざす日本は、率先して軍縮と世界平和をうたえていかなければならない」というものに変えられる。

日本政府によるものは、[1986] で「非核三原則」の遵守、核拡散防止条約の批准、[1989] では防衛費が GNP の 1 % 枠を越えないという「歯止め」の閣議決定、が示されている。[1992] では自衛隊が文民により統制される構造を示し、起こりうる軍国主義化の侵害をくいとめるための制度の存在を示している。いずれも、核の危険性や自衛隊の存在という侵害があり、それらに対してなお、平和的生存実現にむけた働きかけがなされているという構造である。

清水書院

〈分析〉

いくつか特徴を示す。東京書籍と同様に、長崎の平和祈念像の写真 [1960] が記載されているが、その建設の目的「ふたたび戦争の惨禍をくりかえさないことを決意して、原爆の落ちたあとにたてられた」が明示されている。

また、広島「原爆の子の像」の写真が記載 [1961] されている。[1965～1971] では「折り鶴をささえている子の像である。全国的な少年少女の募金運動をもとにしてつくられたものである」という解説が実現にむけたはたらきかけを示す。このように、具体的に国民の活動の存在を 1960 年代から示しているのは、清水書院のひとつの特徴でもある。また他国との取り組みとして [1986] に「日中平和友好条約の調印 (1978)」の写真が記載されていることがあげられる。

中教出版

■1980検定版 【人間尊重の社会をめざして 平和主義と主権者 核兵器時代と主権者 核兵器禁止の運動】

「核兵器禁止の要求や、核兵器の開発による批判の動きを見ると、1949年、パリで開かれた世界平和擁護大会における原子爆弾の禁止決議を皮切りに、核兵器禁止をうたえる署名運動が、国際的にくり広げられるようになった。これは、人類史上、国境をこえた大衆的な平和運動のはじまりである。」

「1954年 (昭和29)、北太平洋のビキニ島で、アメリカが水素爆弾実験をおこない、わが国の第五福竜丸が死の灰をあびて、乗組員1名がなくなった。この事件がきっかけで、東京都の杉並区で、原水爆禁止の署名運動がはじまり、この運動は全国に広がり、翌年第1回原水爆禁止世界大会が、広島でおこなわれることになった。」

写真：「原水爆禁止世界大会」「原水爆反対の運動は、もともとは、唯一の被爆国民の自覚に立つ

た東京都の一部の婦人たちによってはじめられた」

〈分析〉

原水爆禁止運動、原子爆弾禁止決議や、核兵器禁止をうたえる署名運動について詳述しているのは、中教出版の特徴である。原子爆弾という平和的生存権侵害の最たる原因となるものを禁止しようとする行動を、具体的事例を用いて、国民みずからのしかも世界的な働きかけとして重要な意味をもつものである。また、日本政府によるものとして「非核三原則」がみられる [1980～1992]。

2-5-2 基本的人権の記述箇所において〈Dについて〉

次の点が特徴的である。

東京書籍

■1996検定版 【1 人権思想の発展と日本国憲法 2 人権を守る社会をめざして】

【1 基本的人権と個人の尊重 子どもの人権 人権の窓】

「子どもの権利条約ってなに？」（＊本文とは異なる特別のページとして設けられている）

「現在、世界には、戦争などいろいろな理由で学校にいけない子どもたちがいます。学校に行けないばかりではありません。病気になっても病院にも行けず、食事さえじゅうぶんにとれない子どもたちもたくさんいますが、その子どもたちも豊かな生活を送るべきなのです。『子どもの権利条約』は、子どもの人間としての権利や自由を尊重し、保護していくのを目的に国際連合の総会でつくられたものなのです」

〈分析〉

[1996] は戦争などで子どもが命を落したり、教育を受けられなくなっている事実を示した上で、そのような侵害から子どもを守る、すなわち子どもの平和的生存権の実現を目指したものとして「子どもの権利条約」を位置づけている。

2-6 規定後の侵害の事実や、その予測からもたらされる不安・怖れについて〈E〉の分析

平和主義の記述箇所から分類・分析を行う。東京書籍と中教出版を中心に記述を分析し、清水書院はそれらと異なる若干の特徴を示すにとどめる。

東京書籍

■1974検定版 【第1章民主政治の原則 3 日本国憲法の基本 (3)平和主義 憲法と自衛隊】

「日本国憲法が施行されてまもなく、1950年、朝鮮戦争にあたり、連合国総司令部の指示で、警察予備隊が設けられた。やがて、それは保安隊となり、のち1954年、陸・海・軍の自衛隊へと発展し、装備の面でも、増強がつづけられていった。」(1977, 1980もほぼ同様)

グラフ；「自衛隊の歩み」（＊自衛隊員の人数の推移） グラフ：「防衛関係費のあしどり」

■1986検定版 【第1章人間の尊重と日本国憲法 4 平和主義と防衛問題】

【日本の安全保障と自衛隊】

「政府は、日本が独立国である以上、自衛権があり、憲法第9条もこれを否定するものではないという見解に立ち、国の安全を保つため自衛隊を設置し、国力の発展にともなって防衛力の整備を進めてきている。また、アメリカとの間で、日本と極東の平和と安全を維持するため日米安全保障条約を結び、これにもとづいて、アメリカ軍にとって必要な施設や区域を提供している。」

図；「在日米軍配置の概要」グラフ；「防衛費の移り変わり」

（＊ともに防衛白書 昭和60年版より）

写真；「自衛隊の演習」

【核軍縮をめざして】

「世界では、核保有国が、アメリカのみでなく、ソ連、イギリス、中国、インドに拡大された」
「核兵器も、原子爆弾の何十倍もの威力のある水素爆弾や、人間など生物だけを殺傷する中性子爆弾が開発され、蓄積された核兵器は、人類滅亡につながるほどになった。核弾頭を運ぶミサイルなども発達し、ボタン一つで世界じゅうが核戦争にまきこまれかねない状況になっている」
(1989もほぼ同様)

写真；「フランスによる水素爆弾の実験」「フランスと中国は『部分的核実験禁止条約』に参加していない(1968年、南太平洋)」

【世界平和のために】

「第二次世界大戦は、世界じゅうを戦争にまきこみ、多くの人々の生命をうばって終わった。それにもかかわらず、いまだにさまざまな紛争が世界各地で起きている。また、最近の紛争をめぐるアメリカ、イギリス、ソ連などの大国の動きを見ると、いぜんとして武力による紛争解決の手段がとられており(脚注)、真の問題解決にはなっていないという現実につき当たる」

脚注；「1979年、アフガニスタンに誕生した政権の対ソ政策に不安をもったソ連は、兵力5万を動員してアフガニスタンに軍事介入をした。1982年、イギリスとアルゼンチンは、アルゼンチン沖のフォークランド(マルビナス)諸島の領有権をめぐる、軍事的に衝突した。1983年、カリブ海の小国グレナダの内紛が激化すると、アメリカは在住米国市民の安全を守るという名目でグレナダに侵攻した。」

〈分析〉

[1974]では自衛隊の設置が記述されはじめ(～[1996])、そのきっかけとして朝鮮戦争の存在を示し、[1986]に「第二次世界大戦後、米ソ両陣営の対立がはげしくな」ったことと関連づけがはじまる。ここでまた「東西冷戦」という侵害が記載される。この傾向は[1989]まで続くが、[1992]になって、マルタ会談での「冷戦終結」の影響をうけてか、自衛隊の設置の経緯としての「東西冷戦」の記述は消失する。実態は隊員数の推移や防衛関係費の推移のグラフを用いて示されている。[1986]の日米安保条約とそれによる米軍駐留の基地の配置図は、他国の軍隊の存在を示し、直接ではないにせよ、土地を軍に用いるという自由権的な侵害(「経済的自由」への侵害)に結びつけることができるだろう。

[1968]では「現実の国際社会には、紛争がたえず」という総括的な表現で記述されているのだが、[1986]には各地の紛争を具体的にあげている。国名や地名をあげることにより、この教科書が記述された時点から10年も経っていないという非常に近い過去において、しかも中学生が生まれたあとの現実に起きた事実として、紛争が存在していることが示されているのである。自国の戦争を経験していない世代とはいえ、各地の現実の紛争は戦争に対する何らかの認識を形成することになるだろう。

また核兵器が将来「人類滅亡につながるほどに」開発され、ボタンひとつで「核戦争にまきこまれかねない状況」になっていることを示している[1986～1996]。これは過去のみならず現在(及び未来)における侵害(予測・おそれをふくめた)を示している。

中教出版

■1961検定版 【第一章民主政治と日本国憲法 五、平和主義 平和への国際協力】

「もし、地球上のどこかで平和が破られ、ふたたび戦争がおこるようなことがあれば、今日の原

子兵器の発達、これまでとは比較にならない大きな惨害を人々にもたらすであろう。そして、戦勝国と敗戦国の別なく、人類は破滅のふちに立たされるであろう」

■1980検定版 【人間尊重の社会をめざして 3 平和主義と主権者 核兵器時代と主権者】

【核兵器の増加】

「今後、もし世界大戦がおこるようなことがあれば、核兵器の飛びかう全面的な衝突の中で、想像を絶する被害が発生することになる。たとえ、通常の兵器による局地的な戦争でも、いったん戦争になれば、人権尊重の考えも忘れられてしまう。」

図；「現代のミサイル（ICBMの弾道想像図）」「大陸間弾道弾（ICBM）は、アメリカ・ソ連の大陸間を約30分で飛ぶ。ICBMの中には、1個のミサイルに積まれた複数の核弾頭が、数十kmの範囲内に存在するそれぞれ異なる目標地点に攻撃を加えることのできるものがある。アメリカ・ソ連ともに、このような強力な核戦力を備えている。」

【核兵器禁止の運動】

「1954年（昭和29）、北太平洋のビキニ島で、アメリカが水素爆弾実験をおこない、わが国の第五福竜丸が死の灰をあびて、乗組員1名がなくなった。」写真；第五福竜丸

■1986検定版 【人間尊重の社会をめざして 5 平和主義と主権者 日本の平和主義】

写真；「日米合同演習に参加するアメリカ軍兵士と自衛隊員」

■1989検定版 【人間尊重の社会をめざして 5 平和主義と主権者 日本の平和主義 核兵器時代と主権者】

グラフ；核戦争がまねく食料不足による人口の減少（国際連合の報告書—1985年5月—による推計）「大規模な核戦争がおこると、核兵器による直接の被害のほかに、ちりや煙によって、気象や食料の生産、生態系など地球全体に大きな影響をまねく。その結果、最大40億人が餓死し、人類が再起できるかどうかは不明と予測されている。」（＊北緯・南緯10度ごとに区切って生存・死亡推定人口が表示されている）

■1992検定版 【第1章人間尊重と日本国憲法 2 平和主義と国民主権 平和主義と主権者 平和主義と日本国民】

「世界の実状を見ると、あいかわらずあちらこちらで戦争がおき、また、戦争のための武器を開発し、性能のよい武器を他国に輸出することもおこなわれている」

〈分析〉

核戦争が起これば「戦勝国と敗戦国の別なく」「破滅のふちに立たされる」ことを明示したのは中教出版の特徴といえる [1961]。[1980] のミサイル（ICBMの弾道想像図）は現実に地球上に存在している核兵器の現状（実態）を示しており他にみられない特徴である。また第五福竜丸がアメリカの核実験のために被爆したことを示している（[1980～1992]）。

[1980]は、生命を危機にたたせるという人権侵害の最たるものとして戦争を示している。[1986]の合同演習の写真は、日米安保条約により平和的生存権侵害の準備をすることになることを示している。自衛隊を軍隊として認識するのに非常に有効な資料であるがこの年限りの記載であった。なお、自衛隊は[1968～1992]まで記述の箇所（本文又は欄外の資料）を若干変えながら記述されつづける。[1989]のグラフは、核戦争が起こったときにどのような被害が地球規模でおきるのかを示したものである。客観的なデータをもとに推計されたものであるので、核兵器が未来の地球規模での平和的生存権の侵害の源として認識されるに十分な資料である。[1992]は武器輸出の事実が示されている。武器輸出はそれ自体、戦争による平和的生存権の侵害を支えているが、

この重要な事実の存在を示しているのも中教出版の特徴である。

清水書院

■1992検定版 【第3章平和主義 1 平和主義の成立と日本 東アジアの動きと自衛隊 自衛隊の成立】

「第二次大戦後、日本は、アメリカを中心とする連合国軍の占領下におかれた。1950（昭和25）年、朝鮮戦争がおこると、日本を占領していたアメリカ軍も朝鮮へ出動した（脚注 略）。その間、日本は、武器・弾薬・食糧などの中継基地としての役割をはたした。このような背景のもとで、連合国軍最高司令官は、日本政府に警察予備隊をつくることを指令した」

■1996検定版 【第3章平和主義 1 平和主義の成立と日本 自衛隊と日米安全保障条約 憲法第9条と自衛隊の海外派遣】

（＊自衛隊のPKO協力法成立に伴う海外派遣が決ったことに対して）「このような自衛隊の海外派遣に対して、近隣のアジア諸国からは『日本がふたたび軍事大国化するのではないか』という不安の声があがった。また国内でも、自衛隊の海外派遣が憲法の平和主義に適合するのか、わが国が行うべき『国際貢献』とはなにかなど、さまざまな論議が行われている。」

〈分析〉

[1992] は朝鮮戦争で日本が「武器・弾薬・食糧などの中継基地としての役割をはたした」ことにより侵害の「もたらし手」になったことが記述されている。単に戦地に赴くことだけではなく、戦争に加担することも同様に侵害となるのである。米軍基地が平和的生存権を侵害する場所であることの裏付けともなり、平和的生存権を保障しているはずの憲法をかかえながら他国の民の平和的生存権を侵害したことを示すものである。この事実を示した意義は大きい。

[1996] のPKO協力法に伴う自衛隊の海外派遣が及ぼす「近隣のアジア諸国」に「不安」をもたらししている記述は、日本国内のみならず、国外に対する平和的生存権侵害の事実が示されたことになる。この記述は清水書院のみである。なお、自衛隊は[1965～1980]まで記述され、[1986, 1989]と記述されなくなり、[1992]に復活する。

第3章 結 論

以上、分類枠A～Eそれぞれの記述の変遷や分析を行った。これらからまず端的にいえることは、「平和的生存権」について決して体系的な扱い³³になっているとはいえない限界は抱えながらも、「憲法条文中心主義」を越えた記述（の断片）が初期はもちろんのこと現在に至るまで教科書の中にひそんでいた、ということである。

3-1 分類〈A-E〉ごとのまとめ

以下、分類ごとの記述についてまとめる。

3-1-1 規定される前の平和的生存権の侵害の事実〈A〉について

憲法制定に至るまでの記述箇所では、[1954]は実に見事に様々な自由権的な侵害の事実を示すとともに、軍部による政治への介入によりそれらが行われていたことを如実に示していた（1947年版の学習指導要領が受け継がれているといえるだろう）。その後、1960年代から1970年代半ばごろまで記述がみられなくなる教科書もあるが、そのなかで [1968]（清水書院）では、太平洋戦争への過程を軍部による政治への介入や自由権的侵害の事実をおりまぜて解説している。また1970年代前半～後半の中教出版では、天皇の統帥権を軍部が利用して国民の自由権を侵害したこ

とが記述された。1970年代後半に東京書籍でも細々と記述されはじめ、1980年代初頭では一時的に減少するが1980年代後半に治安維持法の詳しい解説などが復活する。

基本的人権の記述箇所では、何らかの自由権的な侵害を中心に個々の基本的人権の規定と密接にかかわらせて具体的に示していた（特に [1954] 東京書籍・中教出版）。またそれが、抑留や拷問など生命にかかわる侵害につながるものとの関係があることも示された。またこのような侵害があったからこそ日本国憲法に規定されたのだ、ということがよくわかる構成になっている。その後、内容は減りつつも（細々と）学問の自由への侵害はおおむね記載され続けた。また、植民地支配という過去の侵害の事実も示した（1990年代から東京書籍、1980年代から清水書院）。これは平和的生存権の「享有主体」の「拡大」（国際化）といえる。記述が減少する時期は、清水書院は1950年代後半～1971年、中教出版は1965～1989までである。が、いずれも1990年代には遅くとも復活し、特徴をもった記述が示されている。

平和主義の記述箇所では、戦争により人命を失うという平和的生存権の根源への侵害が中心であったが、戦地での被害というよりも日常の生活をいかに壊すかを「表現」することに力点がおかれていた（原爆や空襲についての記述がその最たる例）。視覚的・数量的情報を用いたものや、過去の侵害の事実を同年代の経験から語らせたり（清水書院1970年代～1980年代後半）、過去の侵害の事実と現在における実現にむけた働きかけを統一のテーマのもとに扱う（東京書籍「自由研究」「テーマ学習」1980年代）など、特徴のある記述や方法がとられている。1989年以降は導入に原爆の被害の様子をおだやかだが悲しい詩で表現したものが冒頭にかかげられるなど特徴がある（東京書籍 [1996]）。1950年代後半から一時期、記述は後退する。

3-1-2 規定される前、あるいは規定とは相対的に独立な平和主義（平和的生存権）に関する理念〈B〉について

憲法制定に至るまでの記述箇所では、ポツダム宣言が軍国主義を取り除いたり平和的な政府をつくることをめざし、それが明治憲法改正・日本国憲法制定を生み出したことを示している（[1954] 以降、1960年代後半から記述—東京書籍・1980年代後半から記述—中教出版）。また、尾崎行雄の戦前から戦後にかけての紹介もみられた（[1961] 清水書院）。

平和主義の記述箇所では、国連の取り組み（国連憲章、ユネスコ憲章など）、他国の戦争放棄条項を有する憲法（東京書籍・中教出版）などがみられた。長期間にわたり（[1954～1989]）他国の戦争放棄条項について記述し続けた（中教出版）ものもあった。

基本的人権の記述箇所では、世界人権宣言が1980年代から記述され、平和を求めることが権利であると読み取れる記述 [1996]（東京書籍）もある。

この枠に分類される国内の事例が少ないのは、分類枠自体の抱える問題にある。そもそも規定前の侵害の事実自体に、平和的生存権の規定にむけた理念が含まれている。治安維持法による弾圧がその例である。

3-1-3 平和的生存権の規定〈C〉について

平和主義の記述箇所では、規定の根拠となる日本国憲法の前文第2項後段の引用等を、1950年代～現在に至るまで（中教出版）、1980年代後半～現在に至るまで（清水書院）、とびとびで（東京書籍）、それぞれ記述された。1970年代後半から、戦争を、人権を破壊するものとして位置づけ、人権保障は戦争のないことが前提として語られるようになる。また平和を求めることを権利として位置づけた（中教出版 [1980]）ものもみられた。

基本的原則の記述箇所では、戦争放棄・軍備についての記述がなくなった反面、憲法13条の幸

福追求権の土台として平和主義をとらえたもの（東京書籍 [1980, 1983]）や、基本的人権の保障規定は過去の侵害から生み出されたことを示したもの（清水書院 [1992, 1996]）があった。

3-1-4 規定後における平和主義（平和的生存権）の実現にむけての働きかけ〈D〉について

核軍縮の経過を克明に示したもの（東京書籍1980年代後半～）や、1980年代～1990年代まで核兵器禁止の運動の取り組みを示し続けたもの、ならびに「非核三原則」を記述しつづけたもの（中教出版）があった。このように世界的な動きを含め、政府、国家間、そして民間の三者のとりくみの事実は、現在なお続く侵害の数々に負けずとも劣らぬ、実現をめざす認識の形成の後押しをするだろう。

3-1-5 規定後の侵害の事実や、その予測からもたらされる不安・怖れ〈E〉について

平和主義の記述箇所では、朝鮮戦争（自衛隊設置の原因として記述）が、個別具体的戦争として最も早く記述された規定後の戦争であった。1980年代後半以降、その他国外で起こった戦争や紛争の記述が導入された。また朝鮮戦争では侵害をもたらした（間接的とはいえ）主体として日本が描写されたものも（清水書院 [1992]）あった。また、戦争をいわば支えているともいうべき「武器輸出」の事実（中教出版 [1992]）を示したのもあった。

1980年代から、日本国民が平和的生存権規定後にその侵害としてはじめて生命をうばわれた第五福竜丸の被爆が記述された。また核兵器が将来に及ぼす影響について、ICBMの解説（中教出版 [1980]）や国連の推計（中教出版 [1989]）が客観的データとして示された。

自衛隊は1960年代後半～1970年代前半くらいまでには記述され始め、1980年代後半に一時的に記述されなくなった（清水書院）のを除けば、現在まで続く。また1970年代後半からはその実態を数量的データ・写真などで示しはじめた。これは侵害の事実を露呈する役割を任けているといえる。またアジア諸国への不安の種として自衛隊のPKO協力法に基づく海外派遣が記述されているものもあった（清水書院 [1996]）。

基本的人権の記述箇所では、植民地支配に端を発した在日朝鮮・韓国・中国人への差別という（たとえば参政権などにおける弊害）様々な侵害の事実も示されていた（清水書院1980年代～東京書籍1990年代）。国内における日本人が被った侵害の事実の記述がみられない反面、日本人がもたらしているアジアの人々の現在における基本的人権の侵害が記述されているのである。

3-2 教科書の記述における平和的生存権の「変遷」のまとめ

以上のようにA-Eのそれぞれに相当する内容が1954検定版以降、記述され続けてきたことは、憲法教育という大きな枠（平和主義の記述箇所のみならず）のなかで、平和的生存権に密接にかかわる概念が確かに存在してきたといえるのである。

さて、すべての検定年の記述を分析するには至らなかったのでいささか厳密さは欠くが、荒牧氏の整理した1期～3(4)期の変遷（本論文2-1参照）と若干の照らし合わせをして、3社あわせたその「変遷」の概観を示してみよう。

「第1期」；「規定前の侵害の事実・規定そのものについての重点期」（1950年代前半）

過去の侵害の事実は基本的人権・憲法制定に至るまでの記述箇所ですべて具体的かつ豊富にみられた。一方、平和主義の記述箇所では「第二次世界大戦」や「戦争」という総括的な言葉で語られている。また、平和的生存権の規定は引用により示された。この時期はたとえばアメリカやソ連が原爆（水爆）の実験をはじめたり警察予備隊が設置されるなどの侵害の事実は存在していたが、

それらについての記述はほとんどなされていない。実現にむけたはたらきかけについては「努力」などの必要性は示している。が、実現にむけた具体的な行動についての記述は乏しい³⁴。

「第2期」；「規定後の侵害の事実の導入時期」（1950年代後半～1970年代半ば）

基本的人権の記述箇所では、規定前の侵害の事実を「学問の自由」に焦点をあて、抽象的にはなりつつも記述され続けた。平和主義の記述箇所では、広島・長崎などの被爆による侵害の事実が記述されはじめた。憲法制定に至るまでの記述箇所では後退がみられるが、太平洋戦争への過程を軍部による政治への介入や自由権の侵害の事実をおりまぜて解説されている。平和的生存権の規定と、理念としての他国の戦争放棄条項を有した憲法は、示されつづけた。侵害する組織である自衛隊が、平和的生存権規定後の戦争としては初めて記述された朝鮮戦争とともに記述され始めるのもこの時期である。

「第3期」；「規定前の侵害の事実の復活と規定後の諸事実の充実期」（1970年代後半～1980年代後半）

過去の侵害の事実として、天皇の統帥権や自由権的な侵害の記述が復活しはじめ、生命の侵害について戦争体験などから具体的に語られるようになってきた。また朝鮮・韓国、中国への植民地支配についても記述され始めた。人権と平和の相互関係を明記するようになった。特に1980年代後半には、実現のための働きかけについての具体的な行動（原水禁など）が明記されるようになる。同時に規定後の侵害としての世界各地の紛争なども具体的に明記され、おおむね現代についての記述が充実してくるようになる。

「第4期」；「享有主体の国際的拡大期」（1990年度³⁵～）

3期の流れをくみながら、過去の侵害の事実について特徴のある記述（たとえば治安維持法などについて）や、理念としての世界人権宣言など、そして平和的生存権の規定および実現にむけた働きかけとして子どもの権利条約などが、それぞれ表されている。またかつての植民地支配という過去のアジアの民衆への侵害の事実、そしてそれに端を発する在日朝鮮・韓国・中国人への現在にわたる侵害の事実も具体的に表されはじめる。

3-3 全体を通して

規定自体は、概ね前文の「平和のうちに生存する権利」の引用という形で（それすらない教科書も存在していたなかで）、[1954] からすでに示した教科書が存在していた、という事実は大きい。これは1962年から憲法学において平和的生存権の実定法的な検討がはじめられたものよりも先に、まず教育内容を構成する側が人権としてその有意義性を認めていたということに他ならない。またその後、当初引用していなかった教科書が、1980年代にはいり平和主義の規定の一部として位置づけはじめたことは、憲法学における検討が「市民権」を得始め、1980年代以降に教科書の記述に反映されはじめたことを意味している。そしてこの規定を、過去の侵害の事実や実現にむけたはたらきかけの諸事実の記述がいわば支え・充実させてきているのである。

学習指導要領では明確に位置付けているとは言い難いにもかかわらず、「憲法条文中心主義的教育」を越えた平和的生存権に密接にかかわる様々な概念が（平和主義・基本的人権・基本的原則・憲法制定にいたるまでの記述箇所という限定された記述範囲とはいえ）憲法教育に位置付けてきていることは、ひとつの動かしがたい事実である。そこでは文言の解釈という方法にとどまらない方法（体験等の作文、数量的データ、視覚的情報などを用いることや、過去と現在のつなぎあわせを図ること）がとられており、およそ事実の表し方の多様性が教科書のなかに凝縮され

ている。それは憲法教育としての発展の可能性を含んだものとさえ言うだろう。

第4章 今後の課題

教科書の記述の検討としては、憲法学における平和的生存権理論の変遷・諸説との照らし合わせ、今回検討対象としなかった箇所（たとえば国際関係を主に記述している箇所）の検討、平和的生存権や平和主義の規定の高等学校の教科書の検討、などは魅力ある作業である。

間近に学習指導要領の改訂がせまっている。日米新ガイドラインの国内の法制化があやぶまれている。これはまさに平和的生存権の侵害を肯定する法制化といえるが、それを阻止するため決して大きくはないが堅実な動きがあちこちで始まっている。

このような平和的生存権実現のための働きかけの記述が加わるとすれば、それはすばらしいことである。それは「平和憲法」をかかげる国の主権者である国民として、平和的生存権をどう実現していくかを考える材料になるからである。しかし教科書において平和的生存権獲得のための動きが記述されるということは、常に侵害の事実が起きているからだということを見逃してはならない。

註

- 1 小林孝輔，星野安三郎編『日本国憲法史考：戦後の憲法政治』法律文化社1962所収
- 2 高村泰雄「物理教授法の基礎理論」（高村泰雄編著『物理教授法の研究』所収）p. 12では、「現代科学の一般的・基本的概念や法則がそのまま教育内容となるのではなく、生徒の認識過程の法則をくぐりぬけることにより、はじめて教育内容としてとりこまれることを意味する」と述べている。
- 3 文部省『中学校・高等学校学習指導要領社会科編 1 中等社会科とその指導法 試案』昭和26年(1951)改訂版 p. 1
- 4 なお、自衛隊の記述内容についての検討は、前圭一「中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷（上・下）」『大阪経済法科大学論集』No. 26, 27（1986）の分析をあげることができる。
- 5 小山常美『戦後教育と「日本国憲法」』株式会社日本図書センター発行1992所収 p. 261～
- 6 小山 前掲書1992 p. 327
- 7 浦田一郎「平和的生存権」『講座 憲法学 2 主権と国際社会』日本評論社1994所収 p. 138
- 8 深瀬忠一『戦後放棄と平和的生存権』岩波書店1987 p. 227
- 9 深瀬忠一「恒久世界平和のため日本国憲法の構想—核時代の平和を先取りした立憲民主平和主義—」『恒久世界平和のために—日本国憲法からの提言』1998所収 p. 82
- 10 深瀬 前掲書1987 pp. 234～239
- 11 深瀬氏の論は、平和的生存権の具体的内容を「裁判的救済の能否および態様」と結びつけて考察されたものであり、現在における裁判規範性を確立することがひとつの目的といえる。同時にその憲法規範性を確固たるものとする効果は当然あり、その「態様」からは、過去の侵害の事実も間接的に読みとることができる。一方、中学校の教科書は憲法規範と裁判規範について説明されていないので、本論文では憲法規範と裁判規範をわけて考えることはしない。
- 12 播磨信義「憲法条文中心主義的教育方法への疑問」『生活教育』No. 474 1988年5月号所収 p. 34～
- 13 播磨 前掲書1988 pp. 35～36 また、憲法の前文をもとに同様の視点を主張しているものとして、たとえば安達義彦「憲法史観の確立を」（『歴史地理教育』1997／8所収）をあげることができる。
- 14 播磨 前掲書1988 p. 34「憲法に規定された当該自由や人権をc）とすれば」とことわっているが、それは、元々枠組みc）に位置づけられていないことを意味している。

- 15 順序等の構成は学習指導要領の変更等に伴い変化しているが、これらの箇所に対応する記述の集まりは概ねみられる。無い場合は適宜対処する。
- 16 『基本法コンメンタール 第四版 憲法』別冊法学セミナーNo.149 日本評論社1997 p. 8～
- 17 なお、条文以外の内容で何らかの「決意」が記述されている場合、それがもつ意味は微妙である。少なくとも、世界の現状を厳しくふまえた場合と、自衛隊などの既成事実を曖昧にさせる効果とが考えられる。
- 18 教科書の一覧は註の末尾にまとめて記載する。なお、なかには分析対象の記述箇所のすべてを網羅できなかったものもある。
- 19 荒牧重人「憲法と学習指導要領・検定・教科書の変遷（上）－憲法教育の一前提－」『専修法研論集』No. 4号1989所収 ここでは、検定を見据えた教科書執筆者の「自主規制」の存在を暗示したくだけりがいくつかみられる。
- 20 荒牧重人「改憲の動向と学習指導要領・検定・教科書」（『みんなで考えよう日本の教科書制度：再び戦争の道具にさせまい』所収 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 教科書制度検討委員会編集、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会発行1982）なお、この論文と関連して荒牧 前掲書1989があるが続けて発行されているはずの（下）を入手することができなかった。荒牧 前掲書1989は今回検討する論文をもとに書き直されたものであり（上）に記述された範囲で確認した限り、変遷時期の大枠の変更はみられないので、荒牧1982を検討する。
- 21 文部省『学習指導要領社会科編（Ⅱ）（第七学年～第十学年）（試案）』昭和二十二年度 pp. 164～165
- 22 文部省『中学校・高等学校学習指導要領社会科編 一般社会科』昭和26年改訂版 昭和27年 pp. 108～109
- 23 荒牧1989前掲書 p. 7 ただし、この直についてさらにすすめられた検討は前述した理由により示されない。
- 24 文部省『中学校学習指導要領』平成元年3月初版
- 25 文部省『中学校指導書社会科編』平成元年7月初版
- 26 ただし、天皇の責任が回避されているという限界はある。
- 27 逸見勝亮『学童集団疎開史』大月書店1998 pp. 93～97 ここでは政策としての疎開の意味が解き明かされている。東京都教育局が行った国民学校長会議における東京都長官の訓示について次のような指摘がある。「若き生命を空爆の惨禍より護り、次代の戦力を培養することになる」と述べながらも、最後に再度意義を強調し「帝都の学童疎開は、其の防空態勢の強化であり、帝国将来の国防力培養でありまして、帝都学童の戦闘配置を示すもの」と、命を守るためのものであることをくり返してはいない点を指摘し、学童集団疎開は「全国の戦闘配備に資するもの」であったと述べている。これは疎開が子どもの平和的生存権を保障するためのものではなかったことを指し示している。
- 28 この記述と同じ様な内容は、章節こそ異なるが（ゆえに分析の対象ではないのだが）[1980, 1983]で基本的人権の記述箇所につづく【第2章個人の尊重と人権の確立をめざして 2 社会生活と人権 社会生活と人権尊重】で記述されている。[1974] から、日本国憲法という名称は入っていないが「人権」ということばを含めた章節が設定され始めた。しかし、日本国憲法よりも前の節に配置されていたため、基本的人権の保障と有機的な関係をもって認識されにくいおそれがある。規定後になおづく侵害の事実を先に記述し、それから、日本国憲法で保障されている人権とは何かをみていこうとする流れになっている。が、[1980] から章の位置が日本国憲法の直後に配置される。そしてまた [1986] に、基本的人権の保障と【社会生活と人権】の記述が一カ所にまとめられる。

- 29 本来、この章節は基本的原則の記述箇所である。しかし、この検定版ではここ以外に「平和主義」について主に記述している箇所がみられないので、この記述箇所を平和主義の記述箇所に代えて考えるものとする。以下、同じ様な理由により、分析対象外の記述箇所を用いる場合がある。
- 30 この検定版では、次に示すもう一カ所で日本国憲法の三原則を解説している。【わたしたちの生活と社会 人間の尊重と日本国憲法 日本国憲法の制定】。
- 31 本田公栄「戦後の憲法教育について」(『季刊 科学と思想』1979. 4. No. 34所収) pp. 729～
- 32 [1986] のもののうち、1989年発行版では、同じ箇所で1988年の国連軍縮会議の開催も記述されているほどである。たとえば自衛隊が設置されてから憲法9条と関係づけて記述され始めるのに要した時間に比べると格段の早さで記述されたことになる。
- 33 これについては教科書の少なくとも日本国憲法を扱っている箇所全体の章構成や記述等を検討しなければならない。ただし平和主義の記述箇所のみはABCDEがある程度意味をもって構成されているといえるだろう。
- 34 戦争放棄・戦力不保持という画期的な条文を憲法に盛り込んだことの意義の大きさに、当時の侵害の事実がかすんでいたわけではあるまい。
- 35 荒牧 前掲書1989 p. 7では「第四期」を「八〇年代中葉」としている。氏の論文が1989年に出版されたことを考慮すると1988年版指導要領をもとにした教科書は未発行であり検討されてない(注釈20参照のこと)。本分析では1989検定版以降を第4期に位置づけた。

検討した教科書一覧 検定年・発行年・書名

検定・発行年	東京書籍	中教出版	清水書院
1954（昭和29）年検定 1955年印刷	新しい社会 ⑤	中学生の社会科 日本の社会	私たちの社会生活
右欄参照のこと	1955（昭和30）年検定 1956年発行 未検討	1955（昭和30）年検定版 『日本の社会』（1954検定 版の図表等を改めたも の）	1956（昭和31）年改訂検定 （1954年検定）1957年使用 中学社会 私たちの社会生活新訂版
1957（昭和32）年検定 1958年印刷	未発行	中学生の社会科 現代の社会	未発行
右欄参照のこと	1958（昭和33）年（改訂） 検定 （1955年検定）1959年印刷 未検討	この時期は未発行	1960（昭和35）年検定 1961年印刷 中学社会 私たちの社会生活 新版
1961（昭和36）年検定 1962年発行	新しい社会 3 社会 政治・経済・社会的 分野	中学生の社会科 現代の社会	中学社会 日本の社会と 世界 政治・経済・社会的分野
1965（昭和40）年検定 1966年発行	未発行	中学生の社会科 現代の社会	中学社会 日本の社会と世界 新編
1968（昭和43）年検定 1969年発行	新訂 新しい社会 3 社会	中学生の社会科 新版 現代の社会 政治・経済・社会	中学社会 日本の社会と世界 最新版
1971（昭和46）年検定 1972発行	新しい社会 公民的分野	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 公民
1974（昭和49）年（改訂） 検定 （1971年検定）1975年発行	新訂 新しい社会 公民的分野	中学生の社会科 新版 現代の社会 公民	日本の社会と世界 公民
1977（昭和52）年検定 1978年発行	新編 新しい社会 公民的分野	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 公民
1980（昭和55）年検定 1981年発行	新しい社会 公民	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 公民
1983（昭和58）年（改訂） 検定 （1980年検定）1984年発行	改訂 新しい社会 公民	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 新訂版 公民
1986（昭和61）年検定 1987年発行	新編 新しい社会 公民	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 中学校社会科公民的分野
1989（平成元）年（改訂）検 定 （1986年検定）1989年発行	新訂 新しい社会 公民	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 最新版 中学校社会科公民的分野
1992（平成4）年検定 1993年度使用	新しい社会 公民	中学生の社会科 現代の社会 公民	日本の社会と世界 中学校社会科公民的分野
1996（平成8）年検定 1997年発行	新編 新しい社会 公民	未発行	日本の社会と世界 中学校 公民

注）検討した教科書の一覧とはいえ、部分的に複写しそこねたものもあり、分析の対象として設定した記述箇所すべてを検討したわけではない。なお、「書名」は奥付のものを記入した。